

会計・監査をめぐる 最近の動向と対応課題

(資料編)

中 島 康 晴

目 次

1. 収益認識基準
2. 長文式監査報告書
3. 有償ストック・オプション
4. IFRS
5. 不適切会計・過年度訂正
6. 減損会計
7. 監査法人のガバナンス・コード
8. 税効果会計
9. 仮想通貨に関する会計処理

別紙1 収益を認識するための5つのステップ

本公開草案の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行うことです。企業は、次の5つのステップを適用することにより、この基本となる原則に従って収益を認識します（収益認識会計基準案第13項及び第14項）。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

次に、収益認識適用指針案の〔設例1〕と同様の簡単な取引例による5つのステップの適用を示しています。

取引例への5つのステップの適用（商品の販売と保守サービスの提供）

当期首に、企業は顧客と、標準的な商品Xの販売と2年間の保守サービスを提供する1つの契約を締結し、当期首に商品Xを顧客に引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う。契約書に記載された対価の額は12,000千円である。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：商品Xの販売と保守サービスの提供を履行義務として識別し、それぞれを収益認識の単位とする。

ステップ3：商品Xの販売及び保守サービスの提供に対する取引価格を12,000千円と算定する。

ステップ4：取引価格12,000千円を収益認識の単位である各履行義務に配分し、商品Xの取引価格は10,000千円、保守サービスの取引価格は2,000千円とする。

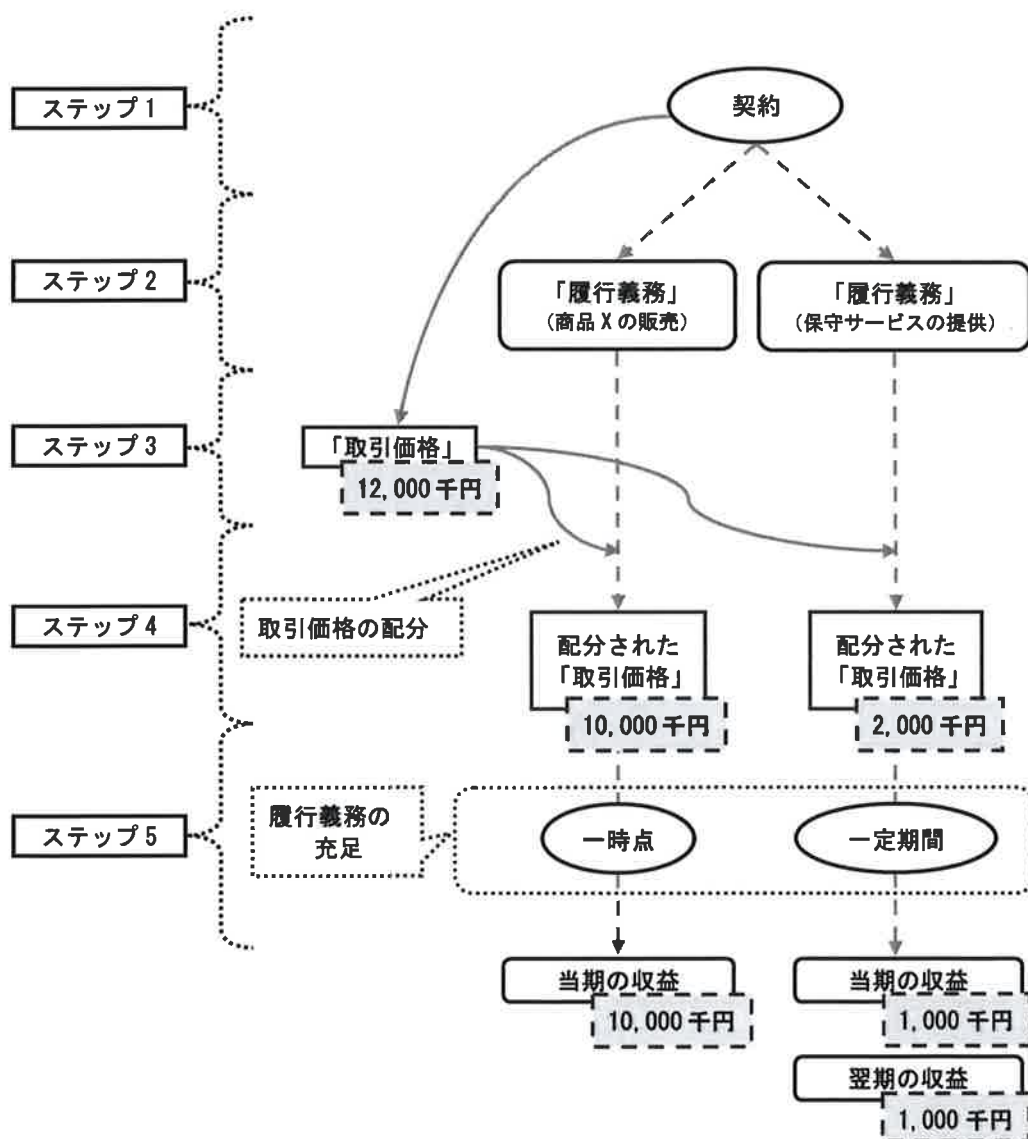
ステップ5：履行義務の性質に基づき、商品Xの販売は一時点で履行義務を充足すると判断し、商品Xの引渡時に収益を認識する。また、保守サービスの提供は一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、当期及び翌期の2年間にわたり収益を認識する。

以上の結果、企業が当該契約について当期（1年間）に認識する収益金額は次のとおりである。

（単位：千円）

商品 X の販売	10,000	
保守サービスの提供	1,000	(=2,000 千円×1/2)
	<u>11,000</u>	

次の図表は、当該契約に 5 つのステップを適用した場合のフローを示すものである。



② 損益およびその他の包括利益に対する調整

[前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)]

(単位：百万円)

(日本基準)	日本基準	決算日変更	表示組替	IFRSへの 移行の影響	IFRS	(IFRS)
売上高	1,117,096	△1,180	—	△411,704	704,211	収益
売上原価	△1,025,655	973	△3,353	411,704	△616,331	原価
売上総利益	91,441	△207	△3,353	—	87,880	売上総利益
販売費及び一般管理費	△69,315	167	3,353	△452	△66,245	販売費及び一般管理費
			△64	0	△63	その他の収益・費用
			△580	0	△580	固定資産除売却損益
			4,508	△362	4,146	固定資産減損損失
			△2,422	833	△1,589	その他の収益
			1,441	471	1,912	その他の費用
						その他の収益・費用合計
営業利益	22,125	△39	1,441	19	23,547	営業活動に係る利益
営業外収益	5,872	0	△5,873			
営業外費用	△5,103	18	5,085			
特別利益	1,385	0	△1,386			
特別損失	△985	2	983			
			415	△15	400	金融収益
			1,118	△35	1,082	受取利息
			—	18	18	受取配当金
			1,533	△31	1,501	その他の金融収益
						金融収益合計
			△2,929	18	△2,910	金融費用
			—	△908	△908	支払利息
			△2,929	△889	△3,819	その他の金融費用
			1,145	△2	1,143	金融費用合計
						持分法による投資損益
税金等調整前当期純利益	23,294	△17	—	△904	22,373	税引前利益
法人税等	△8,925	191	—	△503	△9,238	法人所得税費用
非支配株主損益調整 前当期純利益	14,369	174	—	△1,408	13,135	当期純利益
当期純利益	11,470	△44	—	△879	10,546	当期純利益の帰属： 親会社の所有者
非支配株主利益	2,898	218	—	△528	2,588	当期純利益の帰属： 非支配持分

(単位: 百万円)

(日本基準)	日本基準	決算日変更	表示組替	IFRSへの移行の影響	IFRS	(IFRS)
非支配株主損益調整前 当期純利益	14,369	174	—	△1,408	13,135	当期純利益
その他の包括利益						その他の包括利益
						純損益に振り替えられることのない項目
その他の有価証券評価差額金	2,236	0	—	1,525	3,762	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
退職給付に係る調整額	316	—	—	176	492	確定給付制度の再測定
			7	0	7	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
					4,263	純損益に振り替えられることのない項目合計
						純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目
為替換算調整勘定	7,092	△158	—	△370	6,564	在外営業活動体の換算差額
繰延ヘッジ損益	569	—	—	△133	435	キャッシュ・フロー・ヘッジ
			117	△10	106	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
					7,106	純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目合計
持分法適用会社に対する持分相当額	124	—	△124			
その他の包括利益合計	10,339	△157	—	1,187	11,369	税引後当期その他の包括利益
包括利益	24,708	16	—	△220	24,504	当期包括利益
親会社株主に係る包括利益	20,698	120	—	△352	20,467	当期包括利益の帰属：親会社の所有者
非支配株主に係る包括利益	4,009	△104	—	131	4,037	当期包括利益の帰属：非支配持分

③ キャッシュ・フローに対する調整

日本基準からIFRSへの移行による連結キャッシュ・フロー計算書に対する影響は、主に決算日変更による影響で、重要性はありません。

3. IFRSと日本基準の差異 (平成28年3月期)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(1) 収益の表示方法

日本基準では、当連結グループが当事者として行った取引額および当連結グループが代理人として関与した取引額を総額で売上高として表示いたしますが、IFRSでは、代理人として関与したと判断される取引については純額で収益を表示いたします。この影響により、IFRSでは日本基準に比べて、当連結会計年度の収益および原価がそれぞれ382,772百万円減少しております。

(2) のれんの償却

日本基準では、のれんの償却については、一定の期間で償却いたしますが、IFRSでは償却を行いません。この影響により、IFRSでは日本基準に比べて、当連結会計年度ののれん償却額 (販売費及び一般管理費) が748百万円減少しております。

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 売上収益

表示科目の差異調整

日本基準では一部のリベート等の金額13,306百万円を販売費及び一般管理費に、売上割引の金額692百万円を営業外費用に表示しておりましたが、IFRSでは「売上収益」から控除して表示しております。

認識・測定の差異調整

日本基準においては主として出荷基準により売上収益を認識しておりましたが、IFRSにおいては物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が顧客に移転した時点で売上収益認識している影響により、「売上収益」が614百万円増加し、「売上原価」が381百万円増加しております。

(2) 売上原価、販売費及び一般管理費

認識・測定の差異調整

IFRSの適用にあたり、減価償却方法及び耐用年数の見直しを行ったことにより、「売上原価」が705百万円増加し、「販売費及び一般管理費」が114百万円減少しております。

日本基準ではのれんを償却しておりましたが、IFRSでは償却を行っていないため、「販売費及び一般管理費」が260百万円減少しております。

日本基準では数理計算上の差異について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を発生翌年度から費用処理しておりましたが、IFRSでは数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に認識するものとしております。この結果、「販売費及び一般管理費」が245百万円減少しております。

(3) その他の収益、その他の費用、金融収益、金融費用、持分法による投資損益

表示科目の差異調整

日本基準では営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の収益」、「その他の費用」及び「持分法による投資損益」等に表示しております。

(4) 法人所得税費用

表示科目の差異調整

日本基準において法人税等として表示していた8,611百万円を「法人所得税費用」として表示しております。

認識・測定の差異調整

財政状態計算書上の他の項目の調整に伴う一時差異が発生したこと及び繰延税金資産の回収可能性に関して将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性をIFRSに基づき検討した結果、「法人所得税費用」が216百万円減少しております。

また、在庫未実現の消去に伴う税効果について、日本基準では売却会社の実効税率を用いて計算しておりますが、IFRSでは購入会社の実効税率を用いて計算していることなどから、「法人所得税費用」が1,544百万円減少しております。

よる定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理し、過去勤務費用は発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理していましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益で認識し、過去勤務費用は発生時に純損益で認識しています。

また、退職給付の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されています。

⑥ 売上収益

当社グループは、日本基準の下ではインターネットへの広告掲載による収益を、ウェブサイト上に広告が掲載された時点で一括で認識していましたが、IFRSではウェブサイト上に広告が掲載された時点で繰延収益として負債に計上し、広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

また、日本基準の下では割引チケット共同購入サイト「ポンパレ」のチケット販売取引について、売上収益及び売上原価を総額で表示していましたが、IFRSでは純額で表示しています。

⑦ 企業結合に係る条件付支払条項

当社グループは、日本基準の下では取得原価に含めていた従業員等に対する企業結合後の継続勤務を条件とした対価について、IFRSでは、企業結合とは別個の取引に該当する従業員に対する報酬として会計処理しています。

また、日本基準の下では株式譲渡契約に基づきエスクロー口座に拠出した対価を支払が確定するまで投資その他の資産に計上していましたが、IFRSでは支配獲得日に企業結合の取得原価として会計処理しています。

⑧ 在外営業活動体の換算差額

当社グループは、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外営業活動体に係る累積換算差額の残高を、移行日においてすべて利益剰余金に振替えています。

⑨ USG People B.V.に関連する企業結合

当社グループは、2016年6月1日にUSG People B.V.を取得し、子会社としています。日本基準の下では当該企業結合における取得日について、2016年6月30日をみなし取得日としていましたが、IFRSでは2016年6月1日を支配獲得日としています。

また、日本基準の下では、USG People B.V.に関連する企業結合について、2016年6月30日時点で取得原価の配分が完了しておらず、その時点で入手可能な合理的な情報に基づく暫定的な会計処理により算定された金額にて、のれんを認識・測定していましたが、IFRSでは、その後確定した会計処理を支配獲得日に遡及して反映させており、のれんが61,988百万円減少し、無形資産及び繰延税金負債がそれぞれ88,089百万円及び26,100百万円増加しています。

⑩ 報告期間の統一

当社グループは、日本基準の下では決算日が親会社と異なる連結子会社について、親会社との決算日との差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の財務諸表を基礎として親会社との決算日との間に生じた重要な取引に関する調整を行って連結していましたが、IFRSでは親会社の決算日において実施した仮決算に基づく財務諸表を作成して連結しています。

資本に対する調整に関する注記

(1)表示組替

IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、その主なものは以下のとおりであります。

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債について、流動部分を全て非流動に組み替えております。
- ・「持分法で会計処理されている投資」を別掲しております。
- ・金融資産及び金融負債を別掲しております。
- ・「その他の包括利益累計額」及び「新株予約権」を「その他の資本の構成要素」に表示しております。

(2)認識・測定の差異

①連結範囲の見直し

非営利目的の事業体について、日本基準では子会社等の範囲に含まれないとされておりますが、IFRSでは当該他の事業体を支配している場合には連結する必要があるため、連結子会社として連結の範囲に含めております。

②持分法適用会社の報告期間期末日の調整

報告期間の期末日が親会社と相違していた持分法適用会社について、親会社の報告期間の期末日現在で追加的な財務諸表を作成し持分法を適用しております。

③営業債権及び棚卸資産に係る調整

一部の物品販売取引について、日本基準では出荷時点で営業債権を認識しておりましたが、IFRSでは物品のリスクと経済価値が顧客に移転した時点である着荷時点で営業債権を認識しております。

季節的に変動する操業度により発生した原価差異について、日本基準では、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用し当該原価差異を流動資産として期中に繰り延べておりましたが、IFRSでは当該原価差異は売上原価及び棚卸資産に配分しております。

設備予備品及び販売促進用品等について、日本基準ではたな卸資産の貯蔵品で計上しておりましたが、IFRSでは設備予備品については有形固定資産で、販売促進用品等については販売費及び一般管理費で認識しております。

④有形固定資産に係る調整

IFRS第1号に規定されている免除規定を適用し、一部の土地について移行日の公正価値をみなし原価として使用しております。

不動産取得税について、日本基準では費用に認識しておりましたが、IFRSでは取得に係る直接付随費用として固定資産に計上しております。

国庫補助金以外による圧縮記帳について、日本基準では主に直接減額方式で処理しておりましたが、IFRSでは直接減額方式が認められないためそれを取り消しております。

⑤賦課金に係る調整

固定資産税等の賦課金について、日本基準では納付時点で費用を認識しておりましたが、IFRSでは債務発生事象が生じた時点で負債及び費用を一括認識しております。

⑥有給休暇に係る負債の調整

未消化の有給休暇に係る負債について、日本基準では認識しておりませんでした。IFRSではIAS第19号「従業員給付」に従い負債を認識しております。

⑦金融商品に係る調整

非上場株式について、日本基準では取得原価で計上しておりましたが、IFRSでは公正価値で測定しております。

社債について、日本基準では債務額で計上しておりましたが、IFRSでは償却原価法で測定しております。

転換社債型新株予約権付社債について、日本基準では一括法により負債に計上しておりましたが、IFRSでは負債である社債と資本である新株予約権に区分して計上しております。

前連結会計年度(自 2016年3月1日 至 2017年2月28日)に係る損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
売上高	1,108,512	—	△656,006	452,505	(1)	売上収益
売上原価	△873,727	—	633,788	△239,938	(1), (2)	売上原価
売上総利益	234,785	—	△22,218	212,567		売上総利益
販売費及び一般管理費	△190,205	△177	22,714	△167,668	(1), (2) (3), (5)	販売費及び一般管理費
	—	6,869	△2,784	4,084	(6)	その他の営業収益
	—	△12,030	4,774	△7,255	(2), (6)	その他の営業費用
営業利益	44,580	△5,338	2,485	41,727		営業利益
営業外収益	5,596	△5,596	—	—	(6)	
営業外費用	△5,751	5,751	—	—	(6)	
特別利益	3,609	△2,325	△1,283	—	(6)	
特別損失	△7,483	7,460	23	—	(6)	
	—	744	609	1,353	(6)	金融収益
	—	△1,181	△189	△1,370	(6)	金融費用
	—	308	589	898	(4), (6)	持分法による投資利益
税金等調整前当期純利益	40,550	△177	2,235	42,608		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△13,577	13,577	—	—	(7)	
法人税等調整額	3,413	△3,413	—	—	(7)	
	—	△9,986	△2,179	△12,165	(7)	法人所得税費用
当期純利益	30,386	—	56	30,443		当期利益
親会社株主に帰属する当期純利益	26,950	—	101	27,052		当期利益の帰属 親会社の所有者
非支配株主に帰属する当期純利益	3,435	—	△45	3,390		非支配持分
当期純利益	30,386	—	56	30,443		
その他の包括利益						その他の包括利益
						純損益に振り替えられることのない項目
その他有価証券評価差額金	△51	—	2,218	2,167	(8)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
退職給付に係る調整額	3,584	—	△679	2,905	(5)	確定給付制度の再測定
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△385	△26	△411		持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
	3,533	△385	1,513	4,660		純損益に振り替えられることのない項目合計
						純損益に振り替えられる可能性のある項目
繰延ヘッジ損益	63	—	100	164		キャッシュ・フロー・ヘッジ
為替換算調整勘定	△115	—	△2	△118		在外営業活動体の換算差額
持分法適用会社に対する持分相当額	△441	385	△276	△333		持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
	△494	385	△178	△286		純損益に振り替えられる可能性のある項目合計
その他の包括利益合計	3,039	—	1,334	4,374		税引後その他の包括利益
包括利益	33,425	—	1,391	34,817		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 売上収益に係る調整

- ① 日本基準では、当社グループが当事者で行った取引額及び代理人として関与した取引額を総額で売上高として表示しておりますが、IFRSでは、代理人として関与したと判定される取引については純額で表示しております。
- ② 当社グループは、顧客による継続的な来店やショッピングを促す目的等で、ポイントプログラムを実施しております。日本基準では、販売時に収益を一括して認識し、各期末における未使用残高に対する将来の使用に備えた金額を負債として引当計上しております。IFRSでは、物品の販売と同時に特典ポイントが付与される場合には、対価を販売された物品と付与された特典ポイントに配分し、前者は当初販売時に収益を認識し、後者は特典ポイントの実際の交換時まで収益を繰り延べて認識しております。

(2) 賦課金に係る調整

日本基準では、固定資産税等の賦課金に該当する項目について、納付時点で認識しておりましたが、IFRSでは債務発生事象が生じた時点で認識しております。

(3) のれんの計上額の調整

日本基準では、のれんについて一定の期間で償却しておりますが、IFRSでは非償却であります。

(4) 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整

日本基準では、持分法適用会社に対するのれんについて償却しておりますが、IFRSでは非償却であります。

(5) 退職給付に係る負債の会計処理

当社グループは、日本基準では数理計算上の差異について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を発生年度から費用処理しておりましたが、IFRSでは数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に振替えるものとしております。

(6) 表示科目に対する調整

日本基準では、「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の営業収益」、「その他の営業費用」及び「持分法による投資利益」に表示しております。

(7) 法人所得税費用

日本基準では、「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。

(8) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

日本基準では、取得原価を基礎として計上していた非上場株式は、IFRSでは公正価値で測定しております。

前第1四半期連結累計期間（自 2016年3月1日 至 2016年5月31日）及び前連結会計年度（自 2016年3月1日 至 2017年2月28日）に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準に基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに基づいて開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

前連結会計年度(自 2016年3月1日 至 2017年2月28日)に係る損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
連結損益計算書						連結損益計算書
売上高	268,373	5,003	△179,596	93,780	(1) (6)	営業収益
売上原価	△227,930	0	165,453	△62,477	(1) (2)	営業原価
売上総利益	40,443	—	—	—		
返品調整引当金繰入額	0	△0	—	—		
差引売上総利益	40,443	—	—	—		
営業収入	5,003	△5,003	—	—		
営業総利益	45,446	—	△14,143	31,302		営業総利益
販売費及び一般管理費	△32,633	△70	14,199	△18,505	(2) (3)	販売費及び一般管理費
	—	4,860	107	4,967	(6)	その他の収益
	—	△5,232	1,670	△3,561	(6)	その他の費用
営業利益	12,812	△443	1,834	14,203		営業利益
営業外収益	1,407	△1,407	—	—		
営業外費用	△967	967	—	—		
特別利益	3,541	△3,541	—	—		
特別損失	△4,965	4,965	—	—		
	—	89	79	169	(6)	金融収益
	—	△365	1	△364	(6)	金融費用
	—	△339	△0	△339	(4) (6)	持分法による投資損失
税金等調整前当期純利益	11,829	△76	1,915	13,669		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△3,263	3,263	—	—		
法人税等調整額	△1,040	1,040	—	—		
	—	△4,228	△645	△4,873	(7)	法人所得税費用
当期純利益	7,525	—	1,269	8,795		当期利益
親会社株主に帰属する当期純利益	7,525	—	1,269	8,795		親会社の所有者に帰属する当期利益
日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
連結包括利益計算書						連結包括利益計算書
その他の包括利益						その他の包括利益
その他有価証券評価差額金	21	—	90	112		その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
退職給付に係る調整額	164	—	25	190	(5)	確定給付制度の再測定
	—	—	44	44		キャッシュ・フロー・ヘッジ
為替換算調整勘定	△16	—	△2	△18		在外営業活動体の換算差額
その他の包括利益合計	170	—	158	328		税引後その他の包括利益
包括利益	7,695	—	1,428	9,124		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1) 営業収益及び営業原価に係る調整

日本基準では、テナント売上高を総額表示により認識しておりますが、IFRSでは純額表示で認識しております。なお、日本基準では、テナントが負担する店舗運営経費を「販売費及び一般管理費」から控除して認識しておりますが、IFRSでは「営業収益」として認識しております。また、日本基準では、店舗運営経費を「販売費及び一般管理費」として認識しておりますが、IFRSでは「営業原価」として認識しております。

(2) 賦課金に係る調整

日本基準では、固定資産税等の賦課金に該当する項目について、納付時点で認識しておりましたが、IFRSでは債務発生事象が生じた時点で認識しております。

(3) のれんの計上額の調整

日本基準では、のれんについて一定の期間で償却しておりますが、IFRSでは償却しておりません。

(4) 持分法で会計処理されている投資の計上額の調整

日本基準では、持分法適用会社に対するのれんについて償却しておりますが、IFRSでは償却しておりません。

(5) 退職給付に係る負債の会計処理

当社グループは、日本基準では数理計算上の差異について、発生時にその他の包括利益で認識し、従業員の平均残存勤務時間以内の一定の年数により按分した額を発生翌年度から費用処理しておりましたが、IFRSでは数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金に認識するものとしております。

(6) 表示科目に対する調整

日本基準では、「営業収入」に表示していた項目をIFRSでは「営業収益」として計上し、「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の収益」、「その他の費用」及び「持分法による投資損失」等に表示しております。

(7) 法人所得税費用

日本基準では、「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。

前第1四半期連結累計期間（自 2016年3月1日 至 2016年5月31日）及び前連結会計年度（自 2016年3月1日 至 2017年2月28日）に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準では、テナントから受け入れた保証金に係るキャッシュ・フローを投資活動によるキャッシュ・フローに区分しておりますが、IFRSでは営業活動によるキャッシュ・フローに区分しております。

上記の結果、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローがそれぞれ301百万円減少及び2,736百万円増加し、営業活動によるキャッシュ・フローがそれぞれ同額増加及び減少しております。

Independent auditor's report

to the members of Rolls-Royce Holdings plc only

OPINIONS AND CONCLUSIONS ARISING FROM OUR AUDIT

1 OUR OPINION ON THE FINANCIAL STATEMENTS IS UNMODIFIED

We have audited the financial statements of Rolls-Royce Holdings plc for the year ended 31 December 2016 set out on pages 115 to 175.

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the state of the Group's and of the parent company's affairs as at 31 December 2016 and of the Group's loss for the year then ended;
- the Group financial statements have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union (Adopted IFRS);
- the parent company financial statements have been properly prepared in accordance with UK Accounting Standards, including FRS 101 *Reduced Disclosure Framework*; and
- the financial statements have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006 and, as regards the Group financial statements, Article 4 of the IAS Regulation.

2 OUR ASSESSMENT OF RISKS OF MATERIAL MISSTATEMENT

When planning our audit, we made an assessment of the relative significance of the key risks of material misstatement to the Group financial statements, initially without taking account of the effectiveness of controls implemented by the Group. (This year our testing generally showed these controls to have increased in effectiveness.)

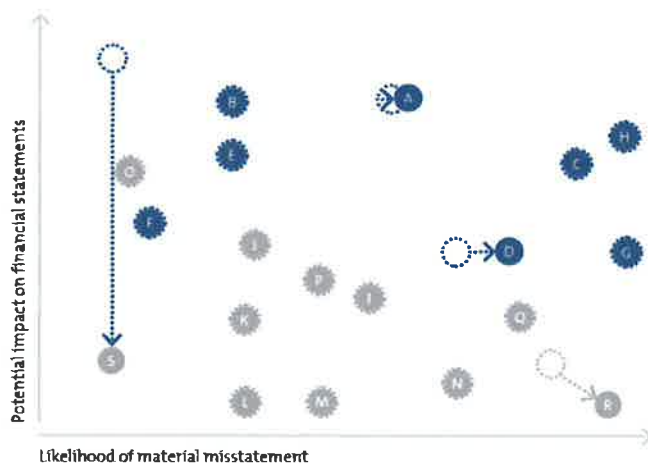
This initial assessment is shown below in the output from our Dynamic Audit planning tool. As there has been no significant change in the Group's operations and as the reduction in our assessment of materiality did not change the ranking of risks, the key risks are the same as in the prior year, though there have been some changes in the relative significance to our audit of some of the risks. (For last year's audit, the risk relating to *Bribery and corruption* covered both (i) the risk that the Group had entered into corrupt transactions that could materially affect the financial statements and (ii) the risk that the consequences of the then ongoing investigations into bribery and corruption in overseas markets were not properly reflected in the financial statements. These are now shown as separate risks as, following the conclusion of the investigations by the UK, US and Brazilian investigating authorities, the significance of the second element of the risk has reduced substantially.)

Of the 19 key risks identified, we describe below (i) the eight risks of material misstatement that had the greatest effect on our audit (those in dark blue on the risk map – the descriptions of risks include an explanation for the changes in significance of these risks from last year), (ii) our key audit procedures to address those risks and (iii) our findings from those procedures in order that the Company's members as a body may better understand the process by which we arrived at our audit opinion. Our findings are the result of procedures undertaken in the context of and solely for the purpose of our statutory audit opinion on the financial statements as a whole and consequently are incidental to that opinion, and we do not express discrete opinions on separate elements of the financial statements.

Our 2015 audit was reviewed by the Financial Reporting Council's Audit Quality Review (AQR) team. The review findings noted limited areas for improvement. These have been incorporated into our continuous improvement process for our approach to the 2016 audit and are reflected in the descriptions of the audit procedures set out below.

Dynamic Audit planning tool

(Relative significance of audit risks before taking account of controls)



- | | |
|--|--|
| <p>1 The pressure on and incentives for management to meet revenue and profit targets</p> <p>2 The basis of accounting for revenue and profit in the Civil Aerospace business</p> <p>3 The measurement of revenue and profit in the Civil Aerospace business</p> <p>4 Recoverability of intangible assets in the Civil Aerospace business</p> <p>5 Liabilities arising from customer financing arrangements</p> <p>6 Bribery and corruption</p> <p>7 The presentation of 'underlying profit'</p> <p>8 Disclosure of the effect on the trend in profit of items which are uneven in frequency or amount</p> | <p>9 Measurement of revenue and profit on long-term contracts outside the Civil Aerospace business (see page 123)</p> <p>10 Determination of development costs to be capitalised (see page 123)</p> <p>11 The basis of accounting for contractual aftermarket rights (see page 121)</p> <p>12 Determination of the amortisation period of development costs and CARs (see page 128)</p> <p>13 The basis of accounting for Risk and Revenue Sharing Arrangements (see pages 122 and 123)</p> <p>14 Estimating provisions for warranties and guarantees (see page 124)</p> <p>15 Valuation of derivatives and hedge accounting (see pages 126 and 127)</p> <p>16 Measurement of post-retirement benefits (see page 124)</p> <p>17 Accounting for uncertain tax positions and deferred tax assets (see page 124)</p> <p>18 Valuation of goodwill (see page 123)</p> <p>19 Consequences of investigations into bribery and corruption in overseas markets (see page 163)</p> |
|--|--|

● The pressure on and incentives for management to meet revenue and profit targets

Refer to pages 18 to 35 (Business review) and pages 98 and 99 (Audit Committee report – Financial reporting)

The risk – In recent years the Group has published a number of revisions to its revenue and profit guidance with a generally decreasing trend in profit and revenue and there have been significant associated decreases in the Group's share price. The Group's employee incentive schemes include profit targets. Clear instructions were given to the Executive Leadership Team and the senior finance executives on more than one occasion not to take any account of the pressure to meet forecasts in preparing the financial results and to manage and be alert to how this pressure might affect personnel across the wider Group. Nevertheless, the continuing pressure on and incentives for management to meet targets increases the inherent risk of manipulation of the Group financial statements. The financial results are sensitive to significant estimates and judgements, particularly in respect of revenues and costs associated with long-term contracts, and there is a broad range of acceptable outcomes of these that could lead to different levels of profit and revenue being reported in the financial statements. Relatively small changes in the basis of those judgements and estimates could result in the Group meeting, exceeding or falling short of forecasts, guidance or targets.

The significance of this risk increased marginally following changes to the Group's employee incentive schemes that involved the introduction of individual business profit targets as well as a Group profit target.

Our response – We have: (i) extended our enquiries designed to assess whether judgements and estimates exhibited unconscious bias or whether management had taken systematic actions to manipulate the reported results; (ii) compared the results to forecasts, guidance and targets, and challenged variances at a much lower level than we would otherwise have done based on our understanding of factors affecting business performance with corroboration using external data where possible; and (iii) applied an increased level of scepticism throughout the audit by increasing the involvement of the senior audit team personnel, with particular focus on audit procedures designed to assess whether revenues and costs have been recognised in the correct accounting period, whether central adjustments were appropriate and whether the segmental analysis has been properly prepared.

In particular:

- when considering the risk relating to *The measurement of revenue and profit in the Civil Aerospace business* (● refer to page 178), we challenged the basis for changes in the estimated revenues and costs in long-term contracts, with a heightened awareness of the possibility of unconscious or systematic bias;
- when considering the risk relating to *Recoverability of intangible assets in the Civil Aerospace business* (● refer to pages 178 and 179), we challenged with a heightened awareness of the possibility of unconscious or systematic bias the basis for an increase in the estimated market size and share of the Trent 900 engine which offset the significant reduction in the recoverable amount of Trent 900 programme assets arising from new

technical issues on these engines, the response to which is forecast to be costly; and

- when considering the risk relating to *The presentation of underlying profit* (● refer to pages 179 and 180) and the risk relating to *Disclosure of the effect on the trend in profit of items which are uneven in frequency or amount* (● refer to pages 180 and 181), we sought to identify items that affected profit (and/or the trend in profit) unevenly in frequency or amount (especially those where management had a greater degree of discretion over the timing or scale of transactions entered into) at a much lower level than we would otherwise have done and we assessed the balance and transparency of disclosure of these items.

Our findings – Our testing did not identify any indication of manipulation of results (2015 audit finding: none). We found the degree of caution/optimism adopted in estimates to be balanced overall (2015 audit finding: balanced). We found that there was ample unbiased disclosure of items affecting the trend in profit.

● The basis of accounting for revenue and profit in the Civil Aerospace business

Refer to pages 121 and 122 (Key areas of judgement – Introduction, Contractual aftermarket rights, Linkage of original and long-term aftermarket contracts), page 125 (Significant accounting policies – Revenue recognition) and pages 98 and 99 (Audit Committee report – Financial reporting)

The risk – The amount of revenue and profit recognised in a year on the sale of engines and aftermarket services is dependent, inter alia, on the appropriate assessment of whether or not each long-term aftermarket contract for services is linked to or separate from the contract for sale of the related engines as this drives the accounting basis to be applied. As the commercial arrangements can be complex, significant judgement is applied in selecting the accounting basis in each case. The most significant risk is that the Group might inappropriately account for sales of engines and long-term service agreements as a single arrangement as this would usually lead to revenue and profit being recognised too early because the margin in the long-term service agreement is usually higher than the margin in the engine sale agreement.

The significance of the risk has not changed during the year.

Our response – We re-evaluated the appropriateness of the accounting bases the Group applies in the Civil Aerospace business by reference to accounting standards and re-examining historical long-term aftermarket contracts. We considered whether the disclosure included in the financial statements enables shareholders to understand how the accounting policies represent the commercial substance of the Group's contracts with its customers. We made our own independent assessment, with reference to the relevant accounting standards, of the accounting basis that should be applied to each long-term aftermarket contract entered into during the year and compared this to the accounting basis applied by the Group.

Our findings – We found that the Group has developed a framework for selecting the accounting bases which is consistent with a balanced interpretation of accounting standards and has applied this consistently. We found that the disclosure was ample.

Independent auditor's report continued

For the agreements entered into during this year, it was clear which accounting basis should apply.

● The measurement of revenue and profit in the Civil Aerospace business

Refer to pages 122 (Key areas of judgement – Measurement of performance on long-term aftermarket contracts), page 125 (Significant accounting policies – Revenue recognition and TotalCare arrangements) and pages 98 and 99 (Audit Committee report – Financial reporting)

The risk – The amount of revenue and profit recognised in a year on the sale of engines and aftermarket services is dependent, inter alia, on the assessment of the percentage of completion of long-term aftermarket contracts and the forecast cost profile of each arrangement. As long-term aftermarket contracts can extend over significant periods and the profitability of these arrangements typically assumes significant lifecycle cost improvement over the term of the contracts, the estimated outturn requires significant judgement to be applied in estimating future engine flying hours, time on wing and other operating parameters, the pattern of future maintenance activity and the costs to be incurred. The nature of these estimates means that their continual refinement can have an impact on the profits of the Civil Aerospace business that can be significant in an individual financial year. The assessment of the estimated outturn for each arrangement involves detailed calculations using large and complex databases with a significant level of manual intervention.

The significance of the risk has not changed during the year.

Our response – We tested the controls designed and applied by the Group to provide assurance that the estimates used in assessing revenue and cost profiles are appropriate and that the resulting estimated cumulative profit on these contracts is accurately reflected in the financial statements; these controls operated over both the inputs and the outputs of the calculations. We challenged the appropriateness of these estimates for each programme and assessed whether or not the estimates showed any evidence of systematic or unconscious management bias in the context of the heightened pressure on and incentives for management to meet forecasts, guidance and targets discussed above. Our challenge was based on our assessment of the historical accuracy of the Group's estimates in previous periods, identification and analysis of changes in assumptions from prior periods and an assessment of the consistency of assumptions within programmes.

In terms of future cost estimates, we undertook detailed assessments of the achievability of the Group's plans to reduce lifecycle costs and an analysis of the impact of these plans on forecast cost profiles taking account of contingencies and analysis of the impact of known technical issues on cost forecasts. We focused on the estimates of costs expected to be incurred to respond to new technical issues emerging during the year, notably in relation to the Trent 700 and 900 programmes.

Our analysis of forecast revenues considered each significant airframe that is powered by the Group's engines and was based on discussions with commercial and operational management and our own experience, supplemented by discussions with an aircraft valuation specialist engaged by the Group. We assessed whether the valuation specialist was objective and suitably qualified.

We also checked the mathematical accuracy of the revenue and profit for each arrangement and considered the implications of identified errors and changes in estimates.

Our findings – We focused our controls testing on controls that we assessed as likely to provide effective audit evidence, largely those relating to revenue estimates. We also considered the operation of other controls in order to provide relevant comment to management and the audit committee. We found that the remediation of control weaknesses identified in earlier periods had continued. The scope and depth of our detailed testing and analysis was expanded to take account of the remaining control weaknesses. Overall, our assessment is that the assumptions and resulting estimates (including appropriate contingencies) resulted in balanced (2015 audit finding: balanced) profit recognition.

● Recoverability of intangible assets (certification costs and participation fees, development expenditure and contractual aftermarket rights) in the Civil Aerospace business

Refer to page 123 (Key sources of estimation uncertainty – Forecasts and discount rates), pages 127 and 128 (Significant accounting policies – Certification costs and participation fees, Research and development, Contractual aftermarket rights and Impairment of non-current assets), pages 140 to 142 (Note 9 to the financial statements – Intangible assets) and pages 98 and 99 (Audit Committee report – Financial reporting)

The risk – The recovery of these assets depends on a combination of achieving sufficiently profitable business in the future as well as the ability of customers to pay amounts due under contracts often over a long period of time. Assets relating to a particular engine programme are more prone to the risk of impairment in the early years of a programme as the engine's market position is established. In addition, the pricing of business with launch customers makes assets relating to these engines more prone to the risk of impairment.

The significance of the risk has increased somewhat during the year due to the emergence of new technical issues on the Trent 900 engines, the response to which is forecast to be costly.

Our response – We tested the controls designed and applied by the Group to provide assurance that the assumptions used in preparing the impairment calculations are regularly updated, that changes are monitored, scrutinised and approved by appropriate personnel and that the final assumptions used in impairment testing have been appropriately approved. We challenged the appropriateness of the key assumptions in the impairment tests (including market size, market share, pricing, engine and aftermarket unit costs, individual programme assumptions, price and cost escalation, discount rate and exchange rates). Our challenge was based on our assessment of the historical accuracy of the Group's estimates in previous periods, our understanding of the commercial prospects of key engine programmes, identification and analysis of changes in assumptions from prior periods and an assessment of the consistency of assumptions across programmes and customers and comparison of assumptions with public data where this was available. We focused on the Trent 900 programme assets where the impact of the estimated cost of responding to new technical issues would have led to a significant impairment had the effect not been offset by an increase in estimated market size and share. We tested the mathematical accuracy of the impairment calculations. We considered whether the disclosures in Note 9 to the financial

statements describe the inherent degree of subjectivity in the estimates and the potential impact on future periods of revisions to these estimates.

Our findings – Our testing did not identify weaknesses in the design and operation of controls that would have required us to expand the nature or scope of our planned detailed test work. We found that the assumptions and resulting estimates were balanced (2015 audit finding: *balanced*) and that the disclosures were proportionate (2015 audit finding: *proportionate*). We found no errors in calculations (2015 audit finding: *none*).

With regard to the Trent 900 programme assets, we found no evidence that the increase in estimated market size and share that resulted in no impairment being recognised was motivated by the impact on profit and we found that this estimate was based on a balanced assessment of the data available.

● Liabilities arising from customer financing arrangements

Refer to page 123 (Key areas of judgement – Customer financing contingent liabilities), page 129 (Significant accounting policies – Customer financing support), page 156 (Note 18 to the financial statements – Provisions for liabilities and charges) and pages 98 and 99 (Audit Committee report – Financial reporting)

The risk – The Group has contingent liabilities in respect of financing and asset value support provided to customers. This support typically takes the form of a guarantee with respect to the value of an aircraft at a future date, a commitment to buy used aircraft or a guarantee of a customer's future payments under an aircraft financing arrangement. The Group also provides standby credit lines to certain customers that can be accessed if they fail to arrange alternative financing at the time they take delivery of engines. Judgement is required to assess the likelihood of these liabilities crystallising, in order to assess whether a provision should be recognised and, if so, the amount of that provision. The total potential liability is significant and can be affected by the assessment of the residual value of the aircraft and the creditworthiness of the customers.

The significance of the risk has not changed during the year.

Our response – We analysed the terms of guarantees on aircraft delivered during the year in detail and obtained aircraft values from and held discussions with aircraft valuation specialists engaged by the Group. We assessed whether the valuer was objective and suitably qualified, had been appropriately instructed and had been provided with complete, accurate data on which to base its evaluation. For all contracts on delivered aircraft, we assessed the commercial factors relevant to the likelihood of the guarantees being called, including the credit ratings and recent financial performance of the relevant customers and their fleet plans, and critically assessed the Group's estimate of the required provisions for those liabilities. We considered movements in aircraft values and potential changes in the assessed probability of a liability crystallising since the previous year end and considered whether the evidence supported the Group's assessment as to whether or not a liability needs to be recognised and the amount of the liability recognised or contingent liability disclosed. We considered whether the related disclosure in Note 18 to the financial statements appropriately explains the potential liability in excess of the amount provided for in the financial statements for delivered aircraft and highlights the significant but unquantifiable contingent liability in respect of aircraft which will be delivered in the future.

Our findings – We found that the assumptions and estimates were balanced (2015 audit finding: *balanced*) and that the disclosures were proportionate (2015 audit finding: *proportionate*).

● Bribery and corruption

Refer to pages 105 and 106 (Safety & Ethics Committee report – Ethics and compliance)

The risk – A large part of the Group's business is characterised by competition for individually significant contracts with customers, which are often directly or indirectly associated with governments, and the award of individually significant contracts to suppliers. The procurement processes associated with these activities are highly susceptible to the risk of corruption. In addition, the Group operates in a number of territories where the use of commercial intermediaries is either required by the government or is common practice.

The significance of the risk has not changed during the year.

Our response – We designed an approach to provide reasonable assurance that we would identify bribery and corruption that would have a material impact on the financial statements. We evaluated and tested the Group's policies, procedures and controls over the selection and renewal of intermediaries, contracting arrangements, ongoing management and payments and over responses to suspected breaches of policy. We sought to identify payments made to intermediaries during the year using data analysis techniques, including focusing on intermediaries that have been rejected through the Group's selection process or were identified during investigations. We tested whether these had been subject to the Group's controls, made enquiries of appropriate personnel and evaluated the tone set by the Board and the Executive Leadership Team and the Group's approach to managing this risk. Having enquired of management, the Audit Committee and the Board as to whether the Group is in compliance with laws and regulations relating to bribery and corruption, we made written enquiries of and/or met with the Group's legal advisers to cross check the results of those enquiries with third parties and maintained a high level of vigilance to possible indications of significant non-compliance with laws and regulations relating to bribery and corruption whilst carrying out our other audit procedures.

Our findings – We did not find any evidence of payments of bribes or other corrupt behaviour during the year that would have had a material impact on the financial statements (2015 audit finding: *none*).

● Presentation and explanation of results

Refer to pages 18 to 35 (Business review), pages 36 to 39 (Financial review), pages 131 to 135 (Note 2 to the financial statements – Segmental analysis) and pages 98 and 99 (Audit Committee report – Financial reporting)

● The presentation of 'underlying profit'

The risk – In addition to its Adopted IFRS financial statements, the Group presents an alternative income statement on an 'underlying' basis. The Directors believe the 'underlying' income statement reflects better the Group's trading performance during the year. The basis of adjusting between the Adopted IFRS and 'underlying' income statements and a full reconciliation between them is set out in Note 2 to the financial statements on pages 133 and 134.

A significant recurring adjustment between the Adopted IFRS income statement and the 'underlying' income statement relates

Independent auditor's report continued

to the foreign exchange rates used to translate foreign currency transactions. The Group uses forward foreign exchange contracts to manage the cash flow exposures of forecast transactions denominated in foreign currencies but does not generally apply hedge accounting in its Adopted IFRS income statement. The 'underlying' income statement translates these amounts at the achieved foreign exchange rate on forward foreign exchange contracts settled in the period, retranslates assets and liabilities at exchange rates forecast to be achieved from future settlement of such contracts and excludes unrealised gains and losses on such contracts which are included in the Adopted IFRS income statement. The Group has discretion over which forward foreign exchange contracts are settled in each financial year, which could impact the achieved rate both for the period and in the future.

In addition, adjustments are made to exclude one-off past-service costs on post-retirement schemes, the cost of restructuring programmes that involve the substantial closure or exit from a site, facility or line of business or other major transformation activities, the effect of acquisition accounting (including any subsequent impairments of goodwill or other intangible assets) and a number of other items, including this year the £671m financial penalties from agreements with investigating authorities in connection with historic bribery and corruption involving intermediaries in a number of overseas markets.

Alternative performance measures can provide shareholders with appropriate additional information if properly used and presented. In such cases, measures such as these can assist shareholders in gaining a more detailed and hence better understanding of a company's financial performance and strategy. However, when improperly used and presented, these kinds of measures might prevent the Annual Report being fair, balanced and understandable by hiding the real financial position and results or by making the profitability of the reporting entity seem more attractive.

The significance of the risk has not changed during the year.

Our response – We assessed the appropriateness of the basis for the adjustments between the Adopted IFRS income statement and the 'underlying' income statement and the consistency of application of this basis and we recalculated the adjustments with a particular focus on the impact of the foreign exchange rates used to translate foreign currency amounts in the 'underlying' income statement. We assessed whether or not the selection of forward foreign exchange contracts settled in the year showed any evidence of management bias. We also assessed: (i) the extent to which the prominence given to the 'underlying' financial information and related commentary in the Annual Report compared to the Adopted IFRS financial information and related commentary could be misleading; (ii) whether the Adopted IFRS and 'underlying' financial information are reconciled with sufficient prominence given to that reconciliation; (iii) whether the basis of the 'underlying' financial information is clearly and accurately described and consistently applied; and (iv) whether the 'underlying' financial information is not otherwise misleading in the form and context in which it appears in the Annual Report.

Our findings – We found no concerns regarding the basis of the 'underlying' financial information or its calculation and no

indication of management bias in the settlement of forward foreign exchange contracts. We consider that there is proportionate (and somewhat improved) disclosure of the nature and amounts of the adjustments to allow shareholders to understand the implications of the two bases on the financial measures being presented (*2015 audit finding: proportionate*). We found the overall presentation of the 'underlying' financial information to be balanced (*2015 audit finding: balanced*).

● Disclosure of the effect on the trend in profit of items which are uneven in frequency or amount

The risk – The Group's profits are significantly impacted by items such as cumulative adjustments to profit recognised on long-term contracts, impairments (and reversals of impairments) of goodwill, CARs and other intangible assets, sale and leasebacks of spare engines to joint ventures, research and development charges, reorganisation costs and foreign exchange translation which can be uneven in frequency and/or amount. If significant either to the profit for the year or to the trend in profit, appropriate disclosure of the effect of these items is necessary in the Annual Report and financial statements to provide the information necessary to enable shareholders to assess the Group's performance.

The significance of the risk has not changed during the year.

Our response – We undertook detailed analysis of business performance at Group and segment level that sought to identify items that affect profit (and the trend in profit) which are uneven in frequency or amount at a much lower level than we would otherwise have done and to assess the transparency of disclosure of these items.

Our findings – We identified a number of significant items that had affected profit for the year or the prior year that required appropriate disclosure in the Annual Report to enable shareholders to assess the Group's performance. The key items are:

- (1) the £4,420m unrealised fair value losses (*2015: £1,315m losses*) on derivative contracts;
- (2) the £217m profit (*2015: £140m profit*) arising from the impact of improvements in lifecycle costs on long-term contracts;
- (3) the £35m profit (*2015: nil*) arising from the impact of revising the forecast long-term US dollar to sterling exchange rate on long-term contracts;
- (4) the £98m loss (*2015: £24m loss*) on long-term contracts arising from new technical issues on Civil Aerospace large engines;
- (5) the £64m loss (*2015: £83m loss*) arising from other estimate changes on long-term contracts;
- (6) the £30m loss (*2015: nil*) arising on Civil Aerospace new engine programmes;
- (7) the £918m (*2015: £818m*) of research and development charges;
- (8) the £127m, net of a release of prior year provisions of £19m, (*2015: £88m, net of a £30m release*) of restructuring charges;
- (9) the £119m (*2015: £71m*) profit arising from sales of spare engines to joint ventures;
- (10) the £219m (*2015: £75m*) impairments of goodwill;

- (11) the £671m (2015: nil) financial penalties from agreements with investigating authorities in connection with historic bribery and corruption involving intermediaries in a number of overseas markets;
- (12) the £53m (2015: nil) release of accruals relating to termination in prior years of intermediary services;
- (13) the £306m loss (2015: nil) from the restructuring of the UK pension schemes, including the buyout of the Vickers Group Pension Scheme;
- (14) the £189m profit arising from refinement in the basis of measurement of the risk contingency for forecasts of future revenue to be earned under long-term contracts in 2015; and
- (15) the £65m profit arising from the release of provisions against previously impaired intangible assets for contractual aftermarket rights in 2015.

We found that ample disclosure of these items had been provided in the Annual Report and financial statements taken as a whole (2015 audit finding: ample).

In reaching our audit opinion on the financial statements we took into account the findings that we describe above and those for other, lower risk areas included in the output from our Dynamic Audit planning tool set out above. Overall the findings from across the whole audit are that the financial statements have been prepared on the basis of appropriate accounting policies, reflect balanced estimates, and provide proportionate disclosure. Having assessed these findings and evaluated uncorrected misstatements in the context of materiality and considered the qualitative aspects of the financial statements as a whole, we have not modified our opinion on the financial statements.

3 OUR APPLICATION OF MATERIALITY AND AN OVERVIEW OF THE SCOPE OF OUR AUDIT

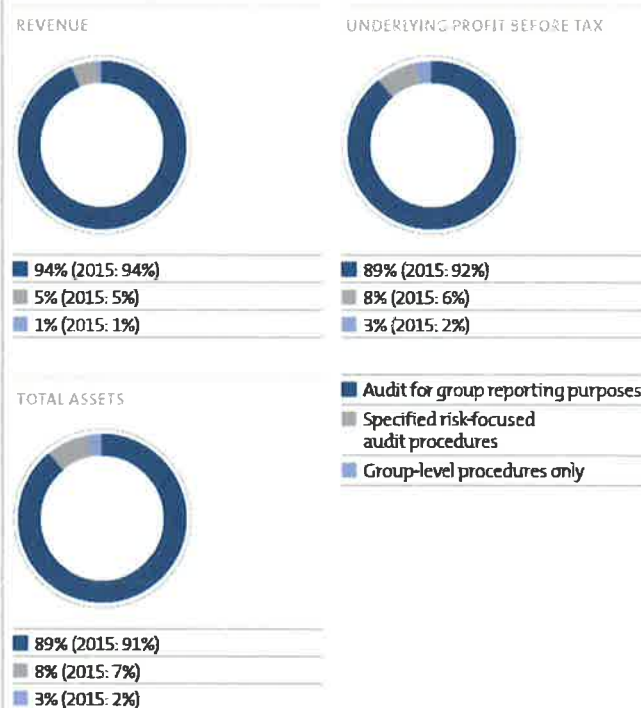
Our measure of materiality for the Group financial statements as a whole has reduced in line with the reduction in the Group's profit. This was set at £30m (2015: £66m) and was determined with reference to a benchmark of Group profit before taxation, averaged over the last three years in order to take into account the volatility in profits over this period, and normalised to exclude the impact of gains and losses on revaluation of foreign currency and other derivative financial instruments which could otherwise result in an inappropriate materiality level being determined. This materiality measure represents 2.9% (2015: 4.5%) of this benchmark and 0.6% (2015: 41.3%) of total reported profit/loss before tax. We carry out audit procedures to assess the accuracy of the gains and losses on these derivative financial instruments (which this year amounted to a £4.4bn loss (2015: £1.3bn loss)) as part of our audit of the Group's treasury operations.

We report to the Audit Committee: (i) all material corrected identified misstatements; (ii) uncorrected identified misstatements exceeding £1.5m (2015: £3m) for income statement items; and (iii) other identified misstatements that warrant reporting on qualitative grounds.

We subjected 34 (2015: 31) of the Group's reporting components to audits for group reporting purposes and 13 (2015: 11) to specified risk-focused audit procedures. The latter were not individually sufficiently financially significant to require an audit for group reporting purposes, but did present specific individual risks that needed to be addressed. This work also provided further audit coverage. For the remaining components, the Group audit team performed analysis at an aggregated group level to re-examine our assessment that there were no significant risks of material misstatement within these components.

The Group operates shared service centres for the bulk processing of financial transactions in Derby (UK), Indianapolis (US) and Singapore, the outputs of which are included in the financial information of the reporting components they service and therefore they are not separate reporting components. Each of the service centres is subject to specified risk-focused audit procedures, predominantly the testing of transaction processing and review controls. Additional audit procedures are performed at certain reporting components to address the audit risks not covered by the work performed over the shared service centres.

SUMMARY AUDIT SCOPE



The Group audit team instructed component auditors, and the auditors of the shared service centres, as to the significant areas to be covered, including the relevant risks detailed above, and the information to be reported back. The Group audit team approved the component materiality assessments, which ranged from £0.3m to £24m (2015: £0.2m to £52m), having regard to the mix of size and risk profile of the Group across the components. The work on 19 of

Independent auditor's report continued

the 47 (2015: 21 of 42) components was performed by component auditors and the rest by the Group audit team. The Group audit team visited 33 (2015: 31) component locations in the UK, the US, Germany and Scandinavia, the purpose of which included an assessment of the audit risk and strategy. Telephone conference meetings were also held with these component auditors and with those of the higher risk components that were not physically visited. At these visits and meetings, the findings reported to the Group audit team were discussed in more detail, and any further work required by the Group audit team was then performed by the component auditor.

4 OUR OPINION ON OTHER MATTERS PRESCRIBED BY THE COMPANIES ACT 2006 IS UNMODIFIED

In our opinion:

- the part of the Directors' remuneration report to be audited has been properly prepared in accordance with the Companies Act 2006; and
- the information given in the Strategic report and the Directors' report for the financial year is consistent with the financial statements.

Based solely on the work required to be undertaken in the course of the audit of the financial statements and from reading the Strategic report and the Directors' report:

- we have not identified material misstatements in those reports; and
- in our opinion, those reports have been prepared in accordance with the Companies Act 2006.

5 WE HAVE NOTHING TO REPORT ON THE DISCLOSURES OF PRINCIPAL RISKS

Based on the knowledge we acquired during our audit, we have nothing material to add or draw attention to in relation to:

- the Directors' viability statement on page 53, concerning the principal risks, their management, and, based on that, the Directors' assessment and expectations of the Group's continuing in operation over the five years to 31 December 2021; or
- the disclosures on page 53 and in Note 1 to the financial statements concerning the use of the going concern basis of accounting.

6 WE HAVE NOTHING TO REPORT IN RESPECT OF THE MATTERS ON WHICH WE ARE REQUIRED TO REPORT BY EXCEPTION

Under ISA (UK and Ireland) we are required to report to you if, based on the knowledge we acquired during our audit, we have identified other information in the Annual Report that contains a material inconsistency with either that knowledge or the financial statements, a material misstatement of fact, or that is otherwise misleading. In particular, we are required to report to you if:

- we have identified material inconsistencies between the knowledge we acquired during our audit and the Directors' statement that they consider that the Annual Report and financial statements taken as a whole is fair, balanced and understandable and provides the information necessary for shareholders to assess the Group's performance, business model and strategy; or
- the Audit Committee report does not appropriately address matters communicated by us to the Audit Committee.

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- adequate accounting records have not been kept by the parent company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- the parent company financial statements and the part of the Directors' remuneration report to be audited are not in agreement with the accounting records and returns; or
- certain disclosures of Directors' remuneration specified by law are not made; or
- we have not received all the information and explanations we require for our audit.

Under the Listing Rules we are required to review:

- the Directors' statements, set out on page 53, in relation to going concern and longer term viability; and
- the part of the corporate governance report on page 60 relating to the Company's compliance with the eleven provisions of the 2014 UK Corporate Governance Code specified for our review.

We have nothing to report in respect of the above responsibilities.

SCOPE OF REPORT AND RESPONSIBILITIES

As explained more fully in the Directors' responsibilities statement set out on page 113, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. A description of the scope of an audit of financial statements is provided on the Financial Reporting Council's website at www.frc.org.uk/auditscopeukprivate. This report is made solely to the Company's members as a body and is subject to important explanations and disclaimers regarding our responsibilities, published on our website at www.kpmg.com/uk/auditscopeukco2014b, which are incorporated into this report as if set out in full and should be read to provide an understanding of the purpose of this report, the work we have undertaken and the basis of our opinions.

JIMMY DABOO (SENIOR STATUTORY AUDITOR)
for and on behalf of KPMG LLP, Statutory Auditor

Chartered Accountants
15 Canada Square
London E14 5GL
13 February 2017

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い

平成 30 年 1 月 12 日

企業会計基準委員会

目 的

1. 本実務対応報告は、企業がその従業員等¹に対して権利確定条件²が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引（当該取引において付与される新株予約権を「権利確定条件付き有償新株予約権」という。以下同じ。）について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的とする³。

範 囲

2. 本実務対応報告は、概ね次の内容で発行される権利確定条件付き有償新株予約権を対象とする。
 - (1) 企業は、従業員等を引受先として、新株予約権の募集事項（募集新株予約権の内容（行使価格、権利確定条件等を含む。）及び数、払込金額、割当日、払込期日等）を決議する。当該新株予約権は、市場価格⁴がないものを対象とする。
 - (2) 募集新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件及び業績条件が付されているか、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。
 - (3) 募集新株予約権を引き受ける従業員等は、申込期日までに申し込む。
 - (4) 企業は、申込者から募集新株予約権を割り当てる者及びその数を決定する。割当

¹ 「従業員等」とは、企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれに準ずる者をいう（企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）第 2 項(3)）。

² スtock・オプション会計基準第 2 項(2)では、「ストック・オプションには、権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得すること（以下「権利の確定」という。）につき条件が付されているものが多い。当該権利の確定についての条件（以下「権利確定条件」という。）には、勤務条件（本項(10)）や業績条件（本項(11)）がある。」とされている。

「勤務条件」とは、ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、従業員等の一定期間の勤務や業務執行に基づく条件をいう（ストック・オプション会計基準第 2 項(10)）。

「業績条件」とは、ストック・オプションのうち、条件付きのものにおいて、一定の業績（株価を含む。）の達成又は不達成に基づく条件をいう（ストック・オプション会計基準第 2 項(11)）。

³ 本実務対応報告は、当該取引に関する法律的な解釈を示すことを目的とするものではなく、当該取引が、法的に有効であることを前提としている。

⁴ 市場価格とは、市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場をいう（ストック・オプション会計基準第 2 項(12)）。

てを受けた従業員等は、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。

- (5) 新株予約権者となった従業員等は、払込期日までに一定の額の金銭を企業に払い込む。
- (6) 新株予約権に付されている権利確定条件が満たされた場合、当該新株予約権は行使可能となり、当該権利確定条件が満たされなかった場合、当該新株予約権は失効する。
- (7) 新株予約権者となった従業員等は、権利行使期間において権利が確定した新株予約権を行使する場合、行使価格に基づく額を企業に払い込む。
- (8) 企業は、新株予約権が行使された場合、当該新株予約権を行使した従業員等に対して新株を発行するか、又は自己株式を処分する。
- (9) 新株予約権が行使されずに権利行使期間が満了した場合、当該新株予約権は失効する。

用語の定義

- 3. 本実務対応報告に、ストック・オプション会計基準第2項に定義されている用語が使われている場合、当該用語の定義に従う。

会計処理

- 4. 従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権（本実務対応報告第2項参照）を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとする。

ただし、権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価（ストック・オプション会計基準第2項(4)）として用いられていないことを立証できる場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当しないものとし（ストック・オプション会計基準第16項(7)及び第29項）、当該権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引についての会計処理は、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）に従う。

- 5. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、権利確定日以前の会計処理は次のように行う。
 - (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

- (2) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴い企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、当該権利確定条件付き有償新株予約権の権利の行使又は失効が確定するまでの間、純資産の部に新株予約権として計上する（ストック・オプション会計基準第4項）。
- (3) 各会計期間における費用計上額として、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額（本項(1)参照）を差し引いた金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を算定する。当該権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額は、公正な評価単価に権利確定条件付き有償新株予約権数を乗じて算定する。
- (4) 権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価の算定は、次のとおり行う。
- ① 公正な評価単価は付与日において算定し、ストック・オプション会計基準第10項(1)に定める条件変更の場合を除き見直さない（ストック・オプション会計基準第6項(1)）。
 - ② 権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価単価における算定技法の利用については、ストック・オプション会計基準第6項(2)に従う。なお、失効の見込みについては権利確定条件付き有償新株予約権数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない（ストック・オプション会計基準第6項(2)）。
- (5) 権利確定条件付き有償新株予約権数の算定及びその見直しによる会計処理は、次のとおり行う。
- ① 権利確定条件付き有償新株予約権数は、付与日において、付与された権利確定条件付き有償新株予約権数（以下「付与数」という。）から、権利不確定による失効の見積数を控除して算定する（ストック・オプション会計基準第7項(1)）。
 - ② 付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合（ストック・オプション会計基準第11項の条件変更による場合を除く。）、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す。
権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す場合、見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額（本項(1)参照）を差し引いた金額のうち合理的な方法に基づき見直しを行った期までに発生したと認められる額（本項(3)参照）と、これまでに費用計上した額（当該見直しの直前の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額（本項(1)参照）を差し引いた金額のうち合理的な方法に基づき計上した額（本項(3)参照）との差額を、見直しを行った期の損益として計上する。
 - ③ 権利確定日には、権利確定条件付き有償新株予約権数を権利の確定した権利確定条件付き有償新株予約権数に修正する。
権利確定条件付き有償新株予約権数を修正する場合、修正後の権利確定条件



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社くらコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 邦彦
(コード番号 2695 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役経理本部長 津田 京一
(TEL. 072 - 493 - 6189)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年5月18日開催の取締役会において、会社法236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受けるものに対し公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは「食の戦前回帰」を企業理念とし、食が安心・安全だった日本の戦前のバランスの取れた理想的で健康的な食生活取り戻すという理念のもと、創業以来『四大添加物（化学調味料・合成着色料・人工甘味料・人工保存料）』を排除した商品を開発・提供しております。

このコンセプトに沿った回転すし店「くら寿司」を国内外に出店し、日本の食文化を世界に広げることに、長期的な成長を目指しております。

企業価値の持続的な成長に向け、当社グループの取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、平成29年1月1日時点に在籍する全ての取締役・従業員に対し、有償にて新株予約権を発行いたします。

なお、本新株予約権は「II. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、会社業績を直接的に示す一般指標と認識しております連結経常利益が一定の業績目標を達成した場合に初めて権利行使が可能になります。このように、本新株予約権は、当社の過去の業績水準に比して相当程度に高い利益目標の達成を盛り込んでおり、会社の業績に対する付与対象者の貢献意欲を向上させると期待できる内容となっております。

当社グループは「全員経営」という経営姿勢のもと、取締役・従業員が一丸となって目標達成のため当事者として経営に参画し、株主と価値を共有するため、従業員に対し自社従業員持株会への加入を推奨しております（平成29年4月末現在持株会加入率約70%）。本新株予約権の発行は、事業の成長と企業価値の向上が、より従業員自身の利益と成長に繋がることを認識させるものと考えます。

なお、当社は自己株式を平成29年4月末現在で956,720株保有しており、本新株予約権の行使請求がされた場合、保有する自己株式を充当する予定であります。

本新株予約権は、上記の通り業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献するものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

9,207個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式920,700株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、11,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成29年5月17日の東京証券取引所における当社株価終値4,685円/株、株価変動性28.79%、配当利回り0.43%、無リスク利子率-0.103%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額4,685円/株、満期までの期間7年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考にし、算出結果と同額とすることに決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,685円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成32年2月1日から平成34年6月19日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年10月期及び平成31年10月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 平成30年10月期の経常利益が73億円を超過していること
 - (b) 平成31年10月期の経常利益が76億円を超過していること
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年6月20日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年6月20日

9. 申込期日

平成29年6月14日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員 1,093名 9,207個

以 上

設 例

次の設例は、本実務対応報告で示された内容についての理解を深めるために参考として示されたものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

〔設例〕 従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引

A社は、X1年10月10日に、従業員20名に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与することを決議し、同年11月1日に従業員20名から金銭が払い込まれ、当該従業員に権利確定条件付き有償新株予約権を付与した。

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権の数：1名当たり40千個（合計800千個）であり、新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 権利確定条件付き有償新株予約権の行使により与えられる株式の数：合計800千株
- ③ 権利確定条件付き有償新株予約権の発行を決議した日（X1年10月10日）の前日の株価の終値：600円
- ④ 権利確定条件付き有償新株予約権の行使時の払込金額：1株当たり600円
- ⑤ 権利確定条件付き有償新株予約権の権利確定日：X4年3月末日
- ⑥ 権利確定条件付き有償新株予約権の行使期間：X4年4月1日からX6年6月末日
- ⑦ 権利行使条件（その1）：X4年3月期の営業利益が10億円を超えることを要する。
- ⑧ 権利行使条件（その2）：行使時において従業員の地位にあることを要する。
- ⑨ 付与された権利確定条件付き有償新株予約権は、他者に譲渡できない。
- ⑩ 付与日における権利確定条件付き有償新株予約権の業績条件を考慮しない公正な評価単価（第5項(4)参照）は100円/個であり、払込金額の合計額は3,200,000円である。
- ⑪ 権利確定条件付き有償新株予約権の付与日（X1年11月1日）において、勤務条件について従業員の退職による失効見込みはゼロ、業績条件を考慮すると、権利確定が見込まれる権利確定条件付き新株予約権の数量は32千個（見積失効数は768千個）であることを十分な信頼性をもって見積ることができるものと仮定する。
- ⑫ X2年3月期及びX3年3月期において、権利不確定による失効数の見積りを変更する状況の変化はなかった。
- ⑬ X4年3月末日（X4年3月期）にX4年3月期の営業利益が10億円を超える業績条件を充足することが明らかとなった。そのため、権利確定が見込まれる権利確定条件付き有償新株予約権の数量は800千個であることが判明した。
- ⑭ X5年5月（X6年3月期）に、20名全員が権利を行使した。

	未行使数 (残数)	失効分 (累計)	行使分 (累計)	摘 要
X2 年 3 月期	800 千個	768 千個	—	勤務条件及び業績条件を考慮すると、権利確定が見込まれる権利確定条件付き有償新株予約権の数量は 32 千個（見積失効数は 768 千個）である。
X3 年 3 月期	800 千個	768 千個	—	
X4 年 3 月期	800 千個	—	—	X4 年 3 月期の営業利益が 10 億円を超えるという業績条件を充足することが明らかとなった。そのため、権利確定が見込まれる権利確定条件付き有償新株予約権の数量は 800 千個であることが判明した。
X5 年 3 月期	800 千個	—	—	
X6 年 3 月期	—	—	800 千個	権利行使 20 名（800 千個）

- ⑮ 権利確定条件付き有償新株予約権が行使された際、新株を発行する場合には、権利行使に伴う払込金額及び行使された権利確定条件付き有償新株予約権の金額の合計額を資本金に計上する。

(1) X1 年 11 月 1 日（払込日／付与日）

<新株予約権の計上>

権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員からの本新株予約権の払込金額 3,200,000 円を、純資産の部に新株予約権として計上する。

(借)	現金預金	3,200,000	(貸)	新株予約権	3,200,000
-----	------	-----------	-----	-------	-----------

(2) X2 年 3 月期

付与日における権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を費用計上額として算定する。X2 年 3 月期における費用計上額は、公正な評価額のうち、付与日から権利確定日までの対象勤務期間（29 か月）を基礎とする方法に基づき、X2 年 3 月期に発生したと認められる額として算定する。

付与日以降失効数の見積りに変化がないため、費用として計上する額はない。

仕訳なし(*1)

(*1) 株式報酬費用 0 円

$$= (\text{公正な評価単価 } 100 \text{ 円/個} \times 32 \text{ 千個} - \text{本新株予約権の払込金額 } 3,200,000 \text{ 円}) \times (5 \text{ か月} \div 29 \text{ か月})$$

(3) X3年3月期

付与日以降失効数の見積りに変化がないため、費用として計上する額はない。

仕訳なし(*2)

(*2) 株式報酬費用 0 円

= (公正な評価単価 100 円/個×32 千個－本新株予約権の払込金額 3,200,000 円) × (17 か月
÷29 か月)－X2 年3月期までの費用計上額 0 円

(4) X4年3月期

＜人件費の計上＞

業績条件を満たす可能性が高くなったことにより、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じたため、これに伴い権利確定条件付き有償新株予約権数を見直す。これにより、見直し後の権利確定条件付き有償新株予約権数に基づく権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から払込金額を差し引いた金額に基づき、X4年3月期（見直しを行った期）までに費用として計上すべき額（全額）を算定している。

(借)	株式報酬費用(*3)	76,800,000	(貸)	新株予約権	76,800,000
-----	------------	------------	-----	-------	------------

(*3) 株式報酬費用 76,800,000 円

= { (公正な評価単価 100 円/個×権利確定すると見込まれる数量 800 千個)－本新株予約権の
払込金額 3,200,000 円 }－X3 年3月期までの費用計上額 0 円

(5) X5年3月期（権利行使期間開始）

権利行使されていないため、仕訳はない。

仕訳なし

(6) X6年3月期（権利行使）

＜権利確定条件付き有償新株予約権の行使＞

権利確定条件付き有償新株予約権の行使を受け、A社は新株を発行する。

(借)	現金預金(*4)	480,000,000	(貸)	資本金	560,000,000
	新株予約権(*5)	80,000,000			

(*4) 払込金額 480,000,000 円=600 円/個×40 千個/名×20 名

(*5) 権利行使された本新株予約権の金額 80,000,000 円=100 円/個×40 千個/名×20 名

以 上

（初度適用）

IFRSの初度適用

当社グループは、当第1四半期会計期間からIFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2016年12月31日に終了する連結会計年度に関するものです。移行日は2016年1月1日であります。

IFRS第1号では、IFRSを初めて適用する企業に対して、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。基準の要求事項の一部については任意に適用可能な遡及適用の免除規定を設けており、当社グループは以下の免除規定を適用しております。

（1）企業結合

当社グループは、移行日前に行われた企業結合に対してIFRS第3号「企業結合」を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日前の企業結合から発生したのれんの額については、日本基準の帳簿価額によっております。なお、当該のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず移行日時点において減損テストを実施しております。

（2）在外営業活動体の為替換算差額の累計額

当社グループは、在外営業活動体の為替換算差額の累計額について、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」を遡及適用しないことを選択しております。この結果、移行日における在外営業活動体の為替換算差額の累計額をゼロとみなし、全額を利益剰余金に振り替えております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は次のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益の金額に影響を及ぼさない項目を、「認識・測定の差異」には利益剰余金及び包括利益の金額に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

1）移行日（2016年1月1日）の資本に対する調整

(百万円)						
日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	3,569	△30	—	3,538		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	16,998	63	—	17,062		営業債権及びその他の債権
商品及び製品	7,776	6,486	—	14,262		棚卸資産
仕掛品	1,632	△1,632	—	—		
原材料及び貯蔵品	4,853	△4,853	—	—		
繰延税金資産	569	△569	—	—		
未収還付法人税等	98	—	—	98		未収法人所得税
貸倒引当金	△172	172	—	—		
流動資産（その他）	2,650	△204	—	2,445		その他の流動資産
流動資産合計	37,978	△569	—	37,408		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	22,676	—	△62	22,613	(A)	有形固定資産
のれん	1,966	—	—	1,966	(B)	のれん
無形固定資産（その他）	945	—	950	1,896	(C)	無形資産
投資その他の資産						
投資有価証券	241	955	△41	1,155		金融資産
繰延税金資産	2,882	569	365	3,817	(D)	繰延税金資産
貸倒引当金	△123	123	—	—		
投資その他の資産（その他）	1,288	△1,079	—	209		その他の非流動資産
固定資産合計	29,877	569	1,211	31,659		非流動資産合計
繰延資産	20	—	△20	—		
資産合計	67,876	—	1,191	69,067		資産合計

（百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金	7,042	1,360	—	8,403		営業債務及びその他の債務
短期借入金	6,445	76	—	6,521		短期有利子負債
1年内償還予定の社債	420	6,104	△4	6,520		1年内返済予定又は償還予定 の長期有利子負債
1年内返済予定の長期借入金	6,104	△6,104				
未払金	1,360	△1,360				
未払費用	2,505	△2,402	—	102		引当金
未払法人税等	695	—	—	695		未払法人所得税
繰延税金負債	6	△6				
		2,259	—	2,259		未払費用
流動負債（その他）	1,033	66	205	1,305	(E)	その他の流動負債
流動負債合計	25,614	△6	201	25,809		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債	480	20,354	△1	20,833		長期有利子負債
長期借入金	19,720	△19,720				
リース債務	634	△634				
退職給付に係る負債	1,413	—	—	1,413		退職給付に係る負債
		11	—	11		引当金
繰延税金負債	649	6	△580	75	(D)	繰延税金負債
固定負債（その他）	695	△11	4	688		その他の非流動負債
固定負債合計	23,593	6	△577	23,021		非流動負債合計
負債合計	49,207	—	△376	48,831		負債合計
純資産の部						資本
資本金	8,143	—	—	8,143		資本金
資本剰余金	7,956	—	△37	7,919		資本剰余金
利益剰余金	7,287	—	△2,576	4,710	(H)	利益剰余金
新株予約権	73	—	—	73		新株予約権
自己株式	△1,525	—	—	△1,525		自己株式
その他有価証券評価差額金	68	△4,593	4,179	△345	(F), (G)	その他の包括利益累計額
				18,976		親会社の所有者に帰属する持 分合計
繰延ヘッジ損益	△6	6				
為替換算調整勘定	△4,561	4,561				
退職給付に係る調整累計額	△25	25				
非支配株主持分	1,258	—	1	1,260		非支配持分
純資産合計	18,669	—	1,567	20,236		資本合計
負債純資産合計	67,876	—	1,191	69,067		負債及び資本合計

5) 前連結会計年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）の純損益及び包括利益に対する調整
(百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	81,052	—	—	81,052		売上収益
売上原価	△64,934	—	△1,256	66,191	(A), (C) (E), (F)	売上原価
売上総利益	16,118	—	△1,256	14,861		売上総利益
販売費及び一般管理費	△10,421	—	1,919	△8,502	(A), (B) (C), (E) (F)	販売費及び一般管理費
		45	0	45		その他の営業収益
		△132	△2	△135		その他の営業費用
営業利益	5,696	△86	660	6,270		営業利益
営業外収益	26	△10	—	16		金融収益
営業外費用	△917	96	4	△816		金融費用
経常利益	4,805					
特別利益	35	△35				
特別損失	△35	35				
税金等調整前当期純利益	4,805	—	664	5,469		税引前当期利益
法人税等	△1,539	—	△85	△1,625	(D)	法人所得税費用
当期純利益	3,265	—	578	3,844		当期利益
非支配株主に帰属する当期純利益	178	—	—	178		当期利益の帰属 非支配持分
親会社株主に帰属する当期純利益	3,087	—	578	3,666		親会社の所有者

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
当期純利益	3,265	—	578	3,844		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
		△62	24	△38	(F)	純損益に振替えられることのない 項目 確定給付制度の再測定
				△38		純損益に振替えられることのない 項目合計
その他有価証券評価差額金	△6	—	△0	△6		純損益に振替えられる可能性のある 項目 売却可能金融資産の公正価値の 純変動
繰延ヘッジ損益	6	—	2	9		キャッシュ・フロー・ヘッジ
為替換算調整勘定	△1,394	—	△54	△1,448		在外営業活動体の換算差額
退職給付に係る調整額	△62	62				
				△1,445		純損益に振替えられる可能性のある 項目合計
その他の包括利益合計	△1,456	—	△27	△1,483		その他の包括利益合計
包括利益	1,809	—	551	2,360		包括利益
親会社株主に係る包括利益	1,675	—	551	2,227		親会社の所有者に帰属する包括利 益
非支配株主に係る包括利益	133	—	△0	132		非支配持分に帰属する包括利益

- 6) 前連結会計年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)及び前第1四半期連結累計期間(自 2016年1月1日 至 2016年3月31日)のキャッシュ・フローに対する調整

日本基準では研究開発費を発生時に費用処理していたため、研究開発費に係る支出を営業活動によるキャッシュ・フローに区分していましたが、IFRSでは一定の要件を満たす研究開発費を資産計上しているため、投資活動によるキャッシュ・フローに区分しております。

そのため、前連結会計年度及び前第1四半期連結累計期間にてそれぞれ516百万円、147百万円、営業活動によるキャッシュ・フローの金額が増加し、投資活動によるキャッシュ・フローの金額が減少しております。

資本並びに純損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(A) 減価償却

有形固定資産の減価償却の方法について、日本基準では当社及び日本の子会社にて主として定率法を採用しておりますが、IFRSでは定額法を採用しております。

(B) のれん

のれんは、日本基準では効果が及ぶ一定の期間にわたって償却しておりましたが、IFRSでは償却を停止し、減損の兆候の有無にかかわらず少なくとも年次で減損テストを実施しております。

(C) 開発費

開発活動に係る支出は、日本基準では費用処理しておりましたが、IFRSでは特定の要件を満たす場合には無形資産として計上し、耐用年数にわたって償却しております。

(D) 法人所得税

未実現利益に係る税効果は、日本基準では繰延法を採用しておりましたが、IFRSでは資産負債法を採用しております。

また、日本基準からIFRSへの調整に伴う一時差異等に係る繰延税金を認識しております。

(E) 有給休暇債務

有給休暇債務は、日本基準では日本の子会社にて認識しておりませんでした。IFRSで未消化の有給休暇に係る債務等を見積って認識しております。

(F) 確定退職給付負債

確定退職給付債務の数理計算上の差異は、日本基準では当期発生額のうち費用処理されない部分をその他の包括利益に計上しておりましたが、IFRSでは数理計算上の差異は純損益で計上せずその他の包括利益で計上しております。

(G) 為替換算調整勘定

IFRS第1号の免除規定を適用し、IFRS移行日における在外営業活動体の為替換算差額の累計額をゼロとみなし、日本基準で移行日時点で計上されていた金額を利益剰余金に振替えております。

(H) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	移行日 2016年1月1日	前第1四半期 連結会計期間 2016年3月31日	前連結会計年度 2016年12月31日	注記
日本基準	7,287	7,515	9,701	
減価償却に対する調整	△59	△54	△33	(A)
のれんに対する調整	—	90	343	(B)
開発費に対する調整	947	1,047	1,240	(C)
確定退職給付債務に対する調整	333	333	330	(F)
為替換算調整勘定に対する調整	△4,561	△4,561	△4,561	(G)
法人所得税に対する調整	946	878	860	(D)
その他	△183	△198	△178	
IFRS	4,710	5,051	7,703	

表示組替

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示は、日本基準では流動・固定項目に分類し表示しておりましたが、IFRSでは非流動項目として表示しております。

日本基準における営業外収益及び営業外費用は、IFRSでは金融収益及び金融費用に含まれる項目を除き、その他の営業収益及びその他の営業費用に組替えております。



平成29年3月期 決算短信〔IFRS〕（連結）

平成29年6月23日

上場会社名 味の素株式会社 上場取引所 東
 コード番号 2802 URL <http://www.ajinomoto.com/jp/>
 代表者 (役職名) 取締役社長 (氏名) 西井 孝明
 問合せ先責任者 (役職名) 財務・経理部長 (氏名) 森田 浩一 TEL 03-5250-8161

(百万円未満切捨て)

1. 平成29年3月期の連結業績（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		事業利益		税引前当期利益		当期利益		親会社の所有者に 帰属する当期利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
29年3月期	1,091,195	△5.1	96,852	△1.3	86,684	△12.2	64,966	△19.7	53,065	△25.6
28年3月期	1,149,427	—	98,144	—	98,778	—	80,931	—	71,292	—

	基本的1株当たり 当期利益		希薄化後 1株当たり当期利益		親会社所有者帰属持分 当期利益率		資産合計 事業利益率		売上高 事業利益率	
	円	銭	円	銭	%	%	%	%	%	%
29年3月期	92.81	—	—	—	8.7	7.4	7.4	8.9	8.9	8.9
28年3月期	121.23	—	—	—	11.3	7.8	7.8	8.5	8.5	8.5

(参考) 持分法による損益 29年3月期 2,537百万円 28年3月期 1,169百万円

(注) 1. 当社グループは、前連結会計年度において、医薬事業等を非継続事業に分類しております。これにより、非継続事業からの利益または損失は、連結損益計算書上、継続事業と区分して表示しております。したがって、当連結会計年度及び前連結会計年度の売上高、事業利益、税引前当期利益、資産合計事業利益率及び売上高事業利益率は、継続事業の金額を表示しております。

(注) 2. 当社グループは、IFRSの適用にあたり、投資家、取締役会及び経営会議が各事業の恒常的な業績や将来の見通しを把握すること、取締役会及び経営会議が継続的に事業ポートフォリオを評価することを目的として、「事業利益」という段階利益を導入します。当該「事業利益」は、「売上高」から「売上原価」、「販売費」、「研究開発費」及び「一般管理費」を控除し、「持分法による損益」を加えたものであり、「その他の営業収益」及び「その他の営業費用」を含まない段階利益です。

(2) 連結財政状態

	資産合計	資本合計	親会社の所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率	1株当たり親会社 所有者帰属持分
	百万円	百万円	百万円	%	円 銭
29年3月期	1,350,105	690,673	616,315	45.6	1,082.90
28年3月期	1,273,893	680,727	609,486	47.8	1,048.96

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
29年3月期	108,907	△142,299	14,738	186,003
28年3月期	129,311	△58,745	△2,820	204,487

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	親会社所有者 帰属持分比率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
28年3月期	—	13.00	—	15.00	28.00	16,408	23.1	2.7
29年3月期	—	15.00	—	15.00	30.00	17,074	32.3	2.8
30年3月期(予想)	—	15.00	—	15.00	30.00		30.00	

3. 平成30年3月期の連結業績予想（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

(%表示は、通期は対前期増減率)

	売上高		事業利益		親会社の所有者に 帰属する当期利益		基本的1株当たり 当期利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭	円 銭
通期	1,187,000	108.8	102,000	105.3	57,000	107.4	100.00	100.00



平成 28 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 福 山 通 運 株 式 会 社
代表社名 代表取締役社長 小丸 成洋
(コード番号 9075 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 桑本 聡
(Tel 084-924-2000)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 5 日付「平成 28 年 3 月期第 3 四半期決算発表の延期のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社連結子会社の元常務取締役（当社元執行役員）による不正行為について、外部の専門家（弁護士・公認会計士）を含む特別調査委員会を設置し、事実解明及び不正行為に類似する取引の調査を行ってまいりました。

本日、同調査委員会による「調査報告書」を受領いたしましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

当社連結子会社の元常務取締役（当社元執行役員）が、平成 21 年 5 月から平成 27 年 3 月までの長期間にわたり合計 603 百万円（税抜き）の架空の売上原価を計上し、下請業者に 637 百万円の上乗請求を行わせ横領するという不正行為が判明いたしました。本件不正行為による被害金額の総額は 637 百万円となることが確定いたしました。

詳細につきましては、添付の「調査報告書」をご参照願います。

2. 業績に与える影響

本件不正行為により過年度に架空に計上された売上原価は、営業外収益に「過年度備車費戻入益」として 603 百万円計上し、不正行為により横領された金員は、回収可能性を考慮し投資その他の資産の「その他」として 637 百万円計上し、かつ全額貸倒引当金を計上し営業外費用に「貸倒引当金繰入額」として 637 百万円計上いたします。また、架空に計上された売上原価は税務上損金として認識されないため、これによる税金費用を「法人税、住民税及び事業税」に 164 百万円計上いたします。

なお、本件不正行為は、平成 22 年 3 月期から平成 27 年 3 月期にかけて行われておりましたが、過年度の決算に与える影響は軽微と判断し、過年度決算の修正は行わず、当第 3 四半期連結累計期間において一括処理することといたしました。

- (イ) 本件不正行為による上乗請求額及び横領額の把握
- (ウ) 類似不正行為の有無の検討
- (エ) 発生原因及び背景に関する調査の実施
- (オ) 再発防止策の提言

(2) 調査の方法

(ア) A元常務取締役及び関係者へのインタビュー

A元常務取締役、社外で本件不正行為に関与した社外の関与者5名²（以下、「本件関与者」という。）及び必要な社内の関係者12名の合計18名に対してインタビューを実施した。

(イ) 各種証憑の分析・調査

社内書類として、各種業務分掌、規程、外部支払費用等の各種勘定明細、外注先発行の請求書及びその明細、運行管理の各種記録証憑、支払依頼票等の分析・調査を行った。

また、任意提出を受けたA元常務取締役の預金通帳、カード明細、社外関係者の振込依頼表、銀行口座の入出金記録等についても、分析・調査を行った。

(ウ) 電子データ調査

A元常務取締役及び本件関与者のうち任意での電子データ提出の協力が得られた者、必要な社内関係者のPCや携帯電話のデータをデジタルフォレンジックの手法で保全し、格納されている電子メール（対社外用メール、社内専用メール、携帯電話のメール及びショートメール）の内容について必要かつ可能な範囲で検討を実施した。

(3) 調査対象期間

原則として、平成22年3月期から平成28年3月期における12月までを調査対象期間とした。

6 本調査の限界

本調査は、上記3の目的により上記5（2）の方法で実施したものであるが、平成22年3月期以降の関連データ・資料が全て存在していたわけではない点、当委員会が依拠したインタビュー対象者の供述内容やアンケート回答者の回答内容に、事実と合致しないものが含まれている可能性がある点、調査権限の観点から福山通運グループ各社以外の第三者に対しては本調査に対し任意の協力を求めることにとどまる点、限られた時間の中で限られた資料に基づき本調査を実施した点等において、当委員会の事実把握には限界がある。これらの限界の範囲で、当委員会は後述する様々な方法を用いて調査を実施することにより、類似取引を含む不正行為についてはできる限り発見できるように努めた。

II 本件不正行為に関する調査

1 本件不正行為の経緯及び概要

A元常務取締役は昭和56年に福山通運入社後同社支店・流通センター勤務を経て平成16年2月に福山通運の子会社で大型小売店向けの貨物運送事業を営むジェイロジスティクスに次長格にて異動（出向）となった。その後A元常務取締役は平成19年10月にジェイロジスティクス常務取締役となり、平成27年3月の退任まで同職にあった。

本件不正行為に関与したB社は、B社G社長が以前の勤務先の事業を譲り受けを行い、平成16年9月に創業した会社である。B社G社長は、平成20年4月から浦和流通センターの配送業務においてジェイロジスティクス関東センター業務と関係のあったところ、同センターの店配送業務に関する依頼を平成20年夏頃にA元常務取締役から受け、平成21年1月に業務委託に関する基本契約をジ

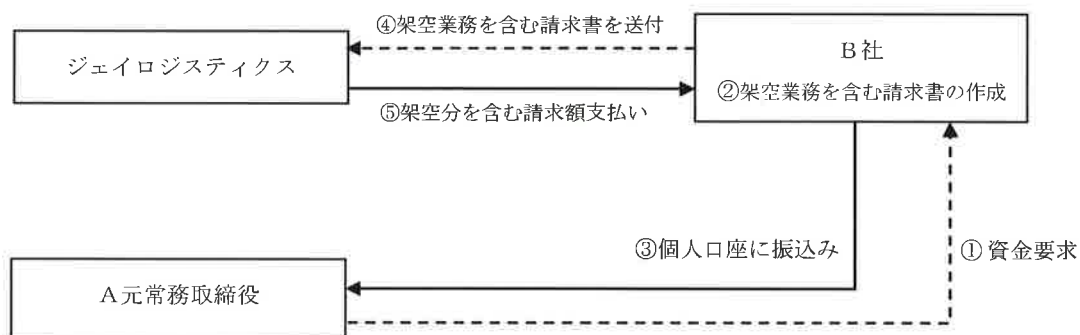
² B社G社長、F社K社長、C社H社長、E社J常務取締役、D社I社長の5名

エイロジスティクスとの間で締結し同年2月から店配送の業務提供を開始³した。なお、平成20年12月にA元常務取締役はB社から個人口座に七十数万円の振込みを受けている。（この振込みに関連して、その目的につきA元常務取締役及びB社G社長へのインタビューにおいて質問したものの定かにはされず、後述する本件不正行為に含めるべきものとは識別されなかった⁴。）

インタビューによればA元常務取締役は平成20年秋頃友人に飲食を伴う遊興に誘われ、東京都中央区所在の接待飲食店において酒食をともにした。その後、半年の間に、当該店から、たびたび勧誘を受けていたところ、平成21年春頃に、友人を伴わずに当該店に飲食に行くようになった。A元常務取締役は、高級感のある店の雰囲気にはひたり、接待を受けながら歓談する財界や芸能界の著名人と同様な接遇を受ける状況に、虚栄心をくすぐられ、その魅力に取り憑かれた。厚遇を受けると、さらに歓心を得ようと、より多額の飲食をするようになっていった。

友人に誘われて行った際には、一人当たり約6万円程度の料金を支払い、A元常務取締役はそのときには、酒食の料金にしては高額であるという感覚を持っていたが、高額な酒を頼む等するたびに、褒めそやされ、持ち上げられる快感に酔うようになり、金銭感覚が麻痺していった。身なりも見映えを良くするため、高級スーツを購入し、当該店主催のゴルフコンペなどに参加するために、高級外国車をリースで取得するなどした。1度の来店で、10万円から20万円程度を費消し、平成21年5月頃は週に平均1回程度の来店で、月間に100万円超を使い、徐々に来店頻度が増し、スーツや贈答品の購入、車のリース代なども加わって費消額が増大していき、平成23年1月頃から月間で500万円超を費消するようになっていった。

【平成21年5月から平成25年1月における本件不正行為スキーム】



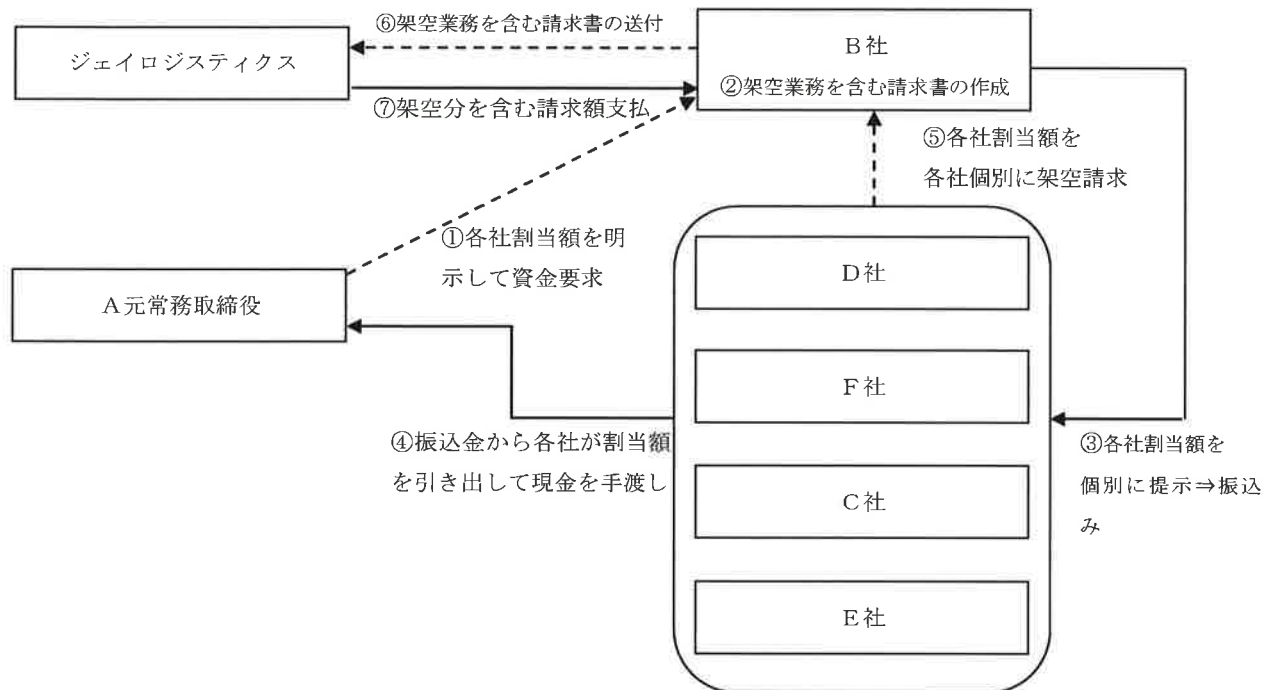
A元常務取締役は、上述の遊興費を捻出するため、自らの権限で差配できるジェイロジスティクスとその取引先を利用することによって、ジェイロジスティクスの金員を領得（横領）することを思い付き、平成21年春頃にA元常務取締役がジェイロジスティクスの商品配送事故に関する支払いにつき穴埋めをしなければならないとしてその資金の立替をB社G社長に要求し、平成21年5月に当該要求に応じる形でB社からA元常務取締役個人の口座に金銭の振込み（119万円余り）が行われた。当該金額については、B社の店配送業務に上乗せしてジェイロジスティクス関東センターに請求するようA元常務取締役から指示があったためB社は実際に運行していない便を含めた請求をジェイロジスティクスに行い当該架空業務に対する支払いによって返還を受けることとした。平成21年5月当時、ジェイロジスティクス関東センターにおいて外部業者から送付される請求書内容に関する運行データ等との照合を担当するPセンター長（当時運行管理課長）及び支払担当であるU経理課長（当時経理課係長）に対して、A元常務取締役はB社に無理をさせて業務を受けてもらっておりそのため

³ B社との取引は、ジェイロジスティクス関東センターでは店配送業務以外の業務を平成20年1月に貸切便で取引しており、その後20年4月から浦和流通センターの配送業務での取引開始となる。

⁴ 平成20年11月、12月のB社からの請求書の記載と業務提供実態との整合性を検討した結果、架空請求は発見されなかった。

B社が購入したトラック等の支払いについて補填をしているとの説明をした上で該当する請求書は自身が確認するという指示を行い、Pセンター長（当時運行管理課長）及び支払担当であるU経理課長（当時経理課係長）はこの指示に従った⁵。なお、同時期頃にジェイロジスティクス関東センターでは大型小売店向け配送業務の量的、質的規模に実務が追いつききれない状況となり、また、請求書を照合する担当者も変わり、福山通運グループでは通常行われる外部業者から送付される請求書内容に関する運行データ等との照合が行われなくなっていた。このスキームによる資金還流を利用した横領行為は平成25年1月まで継続した。

【平成25年2月から平成27年3月における本件不正行為スキーム】



平成25年1月までのスキームによる資金還流ではA元常務取締役への口座振込みが先行すること及び架空の売上に対する法人税等支払いが必要となることから資金繰りの苦しくなったB社は平成24年12月にA元常務取締役に資金を支払う役目について他社への切替えを依頼した。A元常務取締役はこれに応じ、F社、C社、E社⁶を加担させ、B社G社長がD社⁷を加担させた（以下、F社、C社、E社、D社の4社を合わせて「各加担者」という）。主な流れとしては、A元常務取締役がB社G社長に各加担者への要求額を指示、B社から各加担者に当該金額を振込み、各加担者が現金を引き出してA元常務取締役に届ける、各加担者が要求された金額についてB社に対して架空請求を行う、B社はジェイロジスティクスに対して架空の業務（各加担者からB社に対する架空請求分も含まれる。）と実際に提供した業務を含む請求書に混在させ請求、ジェイロジスティクスがこれに対し支払

⁵ ジェイロジスティクスの代表取締役社長は福山通運のグループ統括規程により福山通運の特定の役職者が就任することとなっている。歴代の該当代表取締役へのインタビューによれば、大口得意先との関係維持等のため年に数度ジェイロジスティクス本社を訪れるのみで日常業務には殆ど関与しておらず、A元常務取締役が実質的な最上位経営者となっていた。

⁶ C社社長が対応できなかった1回（平成26年3月）のみC社の代わりとして常務であるJ名義でA元常務取締役に對して割当相応額を振り込んだもの

⁷ B社と経営を同じくする会社（B社常務が社長を務め、B社社長が深く関与）である。なお、インタビューによれば平成25年1月の設立以来平成26年2月のジェイロジスティクスにおける業務請負に至るまで業務実績はない。



2015 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦 1-1-1
代表者名 代表執行役社長 田中 久雄
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR 室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第三者委員会の調査報告書全文の公表及び当社の今後の対応並びに経営責任の明確化についてのお知らせ

当社は、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システム LSI を主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、及び④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理に関して不適切な会計処理の疑いが発覚したことから、5 月 15 日から上田廣一弁護士を委員長とする第三者委員会を設置し、調査及び発生原因の究明と再発防止策の提言を委嘱するとともに、この調査に全面的に協力してまいりました。

7 月 20 日付「第三者委員会調査報告書の受領及び判明した過年度決算の修正における今後の当社の対応についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、7 月 20 日に第三者委員会から調査報告書を受領し、第三者委員会の調査報告書の要約版をすでに同日付で公表しているところですが、本日、営業秘密の保護又は個人のプライバシーの保護等の観点から必要な部分的非開示措置が終了しましたので、添付のとおり、第三者委員会の調査報告書の全文を公表いたします。また、これにあわせ、経営責任の明確化並びに今後の経営体制、ガバナンス体制及び再発防止策等について検討する経営刷新委員会の設置について、本日開催した取締役会において報告又は承認されましたので、下記の通り内容をお知らせいたします。

なお、今後新たに公表すべき事由が発生した場合、適時適切に公表してまいります。また、経営刷新委員会に関する事項及びそれ以外で本不適切会計問題に係る社内での検討体制に関する事項が新たに決定された場合は、速やかに開示いたします。

当社は、第三者委員会の調査報告書で指摘を受けた事項を真摯に受け止め、今後、新たな経営体制、新たなガバナンス体制の下、新たな企業風土を構築し、ステークホルダーの皆様及び社会からの信頼回復を目指し、全社一丸となって尽力してまいりますので、何卒ご

第7章 再発防止策（提言）

一 直接的な原因の除去

1 不適切な会計処理に関与等した経営陣の責任の自覚

既に述べたとおり、本案件のうちのいくつかの案件における不適切な会計処理については、経営上層部の P、GCEO、CFO らや、カンパニーにおける CP らが関与等していたことが認められる。

また、直接的な関与等はしていないとしても、不適切な会計処理により、意図的な「見かけ上の当期利益の嵩上げ」が実行されていることを認識又は認容していた取締役、執行役が存在したことが認められる。

これらの取締役、執行役については、それぞれの関与等の程度や果たした役割に応じた責任を自覚することが求められるとともに、人事上の措置等が適切に行われることが必要と考える。

2 関与者の責任の明確化

取締役、執行役ではなかった役職員の中にも、不適切な会計処理に関与していたり、不適切な会計処理により意図的な「見かけ上の当期利益の嵩上げ」が実行されていることを認識又は容認していた者も存在する。

これらの役職員のうち、少なくとも幹部職員（例えば、部長職以上の職にある職員）については、その関与の程度等を十分に検証した上で、人事上の措置（懲戒手続の実施を含む）を適切に行うことが望ましい。

3 経営トップ等の意識改革

まず経営トップ自らが、コンプライアンス重視の姿勢を堅持し、上場企業における適正な財務報告の重要性を自覚するとともに、一旦今回のような不適切会計が発生した場合には、市場やステークホルダーからの信用を失墜し、企業価値を著しく毀損する事態となることを十分に認識し、あるべき確固たる企業倫理（企業理念）を策定・構築することが重要である。

その上で、経営トップから全役職員に対して、コンプライアンス重視と適正な会計処理の重要性とその励行について、トップメッセージとして発信し、公正かつ透明性のある企業風土を醸成すべきである。また、経営陣である取締役、執行役のみならず、従業員においても、コンプライアンス意識の向上と上場企業における適正な財務報告の重要

性と適切な会計処理に向けた意識を涵養、向上させるために、研修、指導監督を継続的に実施し、人材育成に努めるべきである。

4 企業の実力に即した予算の策定と「チャレンジ」の廃止等

一連の不適切な会計処理の原因として、実力以上に嵩上げされた予算を前提とした「チャレンジ」の存在が認められる。予算や長期経営計画の策定に当たっては、現場からの積み上げ資料をベースにしつつ、全社的な観点及び長期的な経営の観点から、積み上げ金額に増額又は減額の調整を図ることになるものと考えられるが、あくまでも企業の実力に即した、実現可能にして合理的な予算及び長期経営計画を策定する必要がある。

また企業においては、予算達成のための目標設定それ自体は否定されるべきものではないが、東芝においてこれまで行われてきた「チャレンジ」については、内部統制制度の枠外からの不適切なプレッシャー（指揮・命令）に該当するものがあり、既に述べたとおり、必ず達成すべき目標としてその達成を強く迫られるものと受け止められていた。とりわけ各四半期末近くになって精一杯の営業努力を尽くしても収益改善を図ることが困難となってからも、何が何でも予算を達成させるという意図での「チャレンジ」が行われていたことからすれば、これまで行われてきた時期、性格での「チャレンジ」については廃止されるべきである。

また同時に、経営トップらから役職員全員に至るまで、当期利益のみを問題とするのではなく、長期的な視点に立ち、実績どおりの利益を計上し適切に開示していくことを命題とするよう、意識改革を行うべきである。

5 企業風土の改革

上司の意向に逆らうことができないという企業風土を改革する。

また、東芝において主として財務報告に係る内部統制を構築するために定められている各種の会計処理のためのルールについては、上司の意向に沿わない結果となる場合であっても遵守すべきことを、全ての経営陣及び従業員に徹底するとともに、これらのルールに基づく会計処理を行うに当たり、事前に順次上司の承認を求め、承認が得られなければ実行できない等の事実上のルールについては直ちに廃止し、本来のルールで処理すべきである。

6 会計処理基準全般の見直しと厳格な運用

東芝において定めていた会計処理基準が不適切であったことや、会計処理基準どおりの運用がなされていなかったことが不適切な会計処理の原因となっていることを踏まえ



平成 29 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 長 門 正 貢
(コード番号：6178 東証第一部)
問 合 せ 先 I R 室 (TEL. 03-3504-4245)

減損損失の計上、平成 29 年 3 月期通期連結業績予想の修正及び
子会社単体業績に係る関係会社株式評価損の発生に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月期の連結決算において、下記のとおり特別損失（減損損失）を計上することとなりました。

当該減損損失の計上及び最近の業績動向等を踏まえ、平成 28 年 5 月 13 日に公表した平成 29 年 3 月期の通期連結業績予想を下記のとおり修正いたします。

また、当社の連結子会社である日本郵便株式会社（以下「日本郵便」）の平成 29 年 3 月期の単体業績において、関係会社株式評価損を計上することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 減損損失の計上について

当社では、国際物流事業（豪州トール社）に係る損益見直しを見直した結果、将来キャッシュ・フローが大幅に減少する見込みとなったことから、平成 29 年 3 月期の連結決算において、同事業に係るのれん及び商標権の全額 3,923 億円並びに有形固定資産の一部 80 億円を減損損失として計上することとなりました。

2. 通期連結業績予想の修正

(1) 平成 29 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

	経常収益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	1 株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)
前回発表予想 (A)	百万円 13,240,000	百万円 770,000	百万円 320,000	円 銭 77.74
今回修正予想 (B)	13,330,000	780,000	△40,000	△9.72
増減額 (B－A)	90,000	10,000	△360,000	
増減率 (%)	0.7	1.3	－	
(ご参考) 前期実績 (平成 28 年 3 月期)	14,257,541	966,240	425,972	97.26

(2) 修正の理由

当社では、国際物流事業において上記の減損損失を計上すること及び最近の業績動向等を踏まえ、平成 28 年 5 月 13 日に公表いたしました通期連結業績予想を修正するものであります。

3. 今後の施策について

平成 29 年 3 月期における国際物流事業は、豪州経済の減速等を受け、前年実績を大きく下回る見込みです。このような状況を受け、本年 1 月にトール社の経営陣を刷新し、人員削減や部門の統廃合等によるコスト削減施策を中心に、トール社の業績回復・将来の成長への基盤を整えるための対策を講じているところです。

当社としましては、引き続きトール社をグローバル展開のための中核と位置付け、早急に業績を回復しグループの企業価値向上に資するよう構造改革を進めていきます。

4. 配当予想について

平成 29 年 3 月期の期末配当予想につきましては、1 株当たり 25 円（中間配当金 25 円と合わせて年間配当金 50 円）の従来予想から変更はありません。

5. 連結子会社（日本郵便）単体業績における関係会社株式評価損の発生

上記 1. と同様の理由により、当社の連結子会社である日本郵便単体業績において、トール社株式に係る関係会社株式評価損約 5,450 億円を特別損失として計上することとなります。

なお、当該関係会社株式評価損は、日本郵便単体業績のみに計上され、当社グループ連結及び当社単体業績への影響はありません。

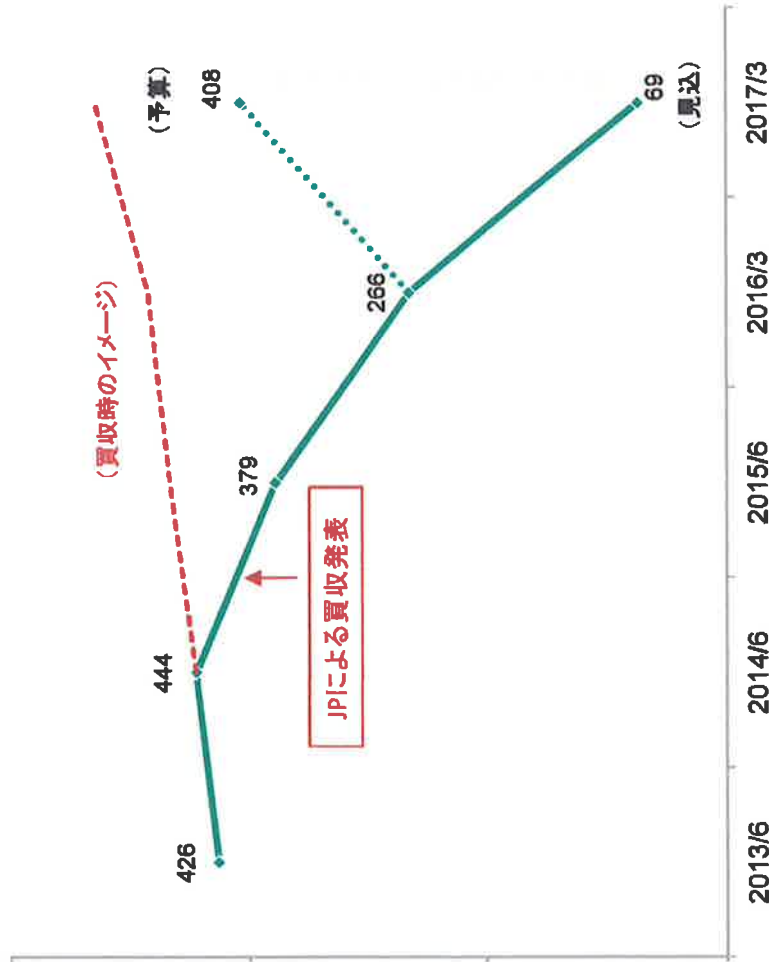
※ 上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであります。実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

以 上

のれんの計上と減損テスト

トール社 営業利益 (EBIT) の推移

(単位: 百万豪ドル)



注1: 2016/3は直近12か月の数値を示す、2017/3は見込の数値(以下、同)
 注2: 減損損失(日本円)は、換算レート81.56円(豪ドル/円)にて計算(以下、同)
 注3: のれん等の残高の推移/当初残高5,276-償却等466=4,810(期末残高)(百万豪ドル)
 注4: 2018/3 第1四半期以降ののれん等の償却負担はゼロとなる

減損計上の経緯

- ✓ 2015年5月の買収に伴い、のれん及び商標権(のれん等)5,276百万豪ドル(5,048億円)を計上。のれん等の償却負担額(20年均等償却)は年間263百万豪ドル(215億円)。
- ✓ 2017年3月期におけるトール社の営業利益は、資源価格の下落及び中国経済・豪州経済の減速等を受け、前年実績を大きく下回る見込み。
- ✓ このような状況を受け、本年1月にトール社の経営陣を刷新。人員削減や部門の統廃合等によるコスト削減施策を中心に、トール社の業績回復・将来の成長への基盤を整えるための経営改善策を講じているところ。
- ✓ 直近の実績を基礎とした損益見通しにより減損テストを実施した結果、2017年3月期末において、のれん等の全額に相当する減損損失3,923億円及び有形固定資産の減損損失80億円(合計4,003億円)を特別損失として計上する見込み。

項目	金額
減損損失合計	4,003億円 (4,908百万豪ドル)
のれん (残存簿価の全額)	3,682億円 (4,514百万豪ドル)
商標権 (残存簿価の全額)	241億円 (295百万豪ドル)
有形固定資産	80億円 (98百万豪ドル)

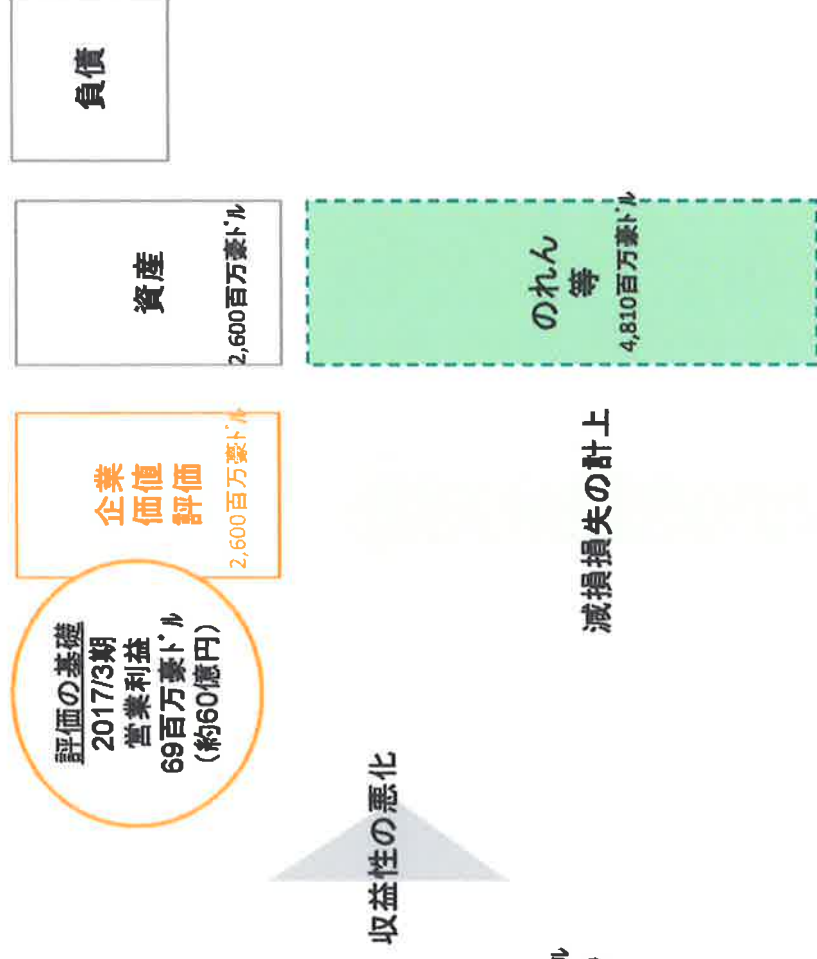
のれんの計上と減損テスト (2)

<のれんの計上と減損計上イメージ>

買収完了時



2017/3期



注1: 2014/6期の平均為替レート 92.79円
注2: のれん等以外の計数は概数

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2014年12月31日)	当連結会計年度 (2015年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8, 34, 35	23, 383	18, 245
営業債権及びその他の債権	9, 34, 35, 37	7, 144	7, 399
その他の金融資産	10, 34, 35	94	95
たな卸資産	11	4, 108	6, 290
その他の流動資産	12	3, 762	4, 019
流動資産合計		38, 491	36, 048
非流動資産			
有形固定資産	13, 16	90, 498	95, 450
のれん	14	146, 320	146, 205
その他の無形資産	14	1, 958	2, 370
その他の金融資産	10, 34, 35	24, 194	23, 992
繰延税金資産	15	10, 058	10, 008
その他の非流動資産	12	636	791
非流動資産合計		273, 664	278, 816
資産合計		312, 155	314, 864
負債及び資本			
負債			
流動負債			
短期借入金	16, 34, 35	9, 464	9, 960
営業債務及びその他の債務	18, 34, 35, 37	23, 833	23, 213
その他の金融負債	16, 17, 34, 35	7, 200	6, 153
未払法人所得税等		2, 926	6, 363
引当金	20	105	236
その他の流動負債	21	11, 913	12, 266
流動負債合計		55, 441	58, 191
非流動負債			
長期借入金	16, 34, 35	139, 883	130, 739
その他の金融負債	16, 17, 34, 35	10, 267	7, 742
引当金	20	12, 427	13, 789
繰延税金負債	15	2	—
その他の非流動負債	21	378	1, 116
非流動負債合計		162, 957	153, 386
負債合計		218, 398	211, 577
資本			
資本金	22	2, 479	2, 529
資本剰余金	22, 23	67, 674	62, 961
その他の資本の構成要素	22	376	△717
利益剰余金	22, 23	23, 162	38, 439
親会社の所有者に帰属する持分合計	35	93, 691	103, 212
非支配持分		66	75
資本合計		93, 757	103, 287
負債及び資本合計		312, 155	314, 864

②【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2014年1月1日 至 2014年12月31日)	当連結会計年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)
売上収益	24	340,002	351,146
売上原価		△102,207	△106,471
売上総利益		237,795	244,675
その他の営業収益	25	673	410
販売費及び一般管理費	26, 27 33, 37	△209,419	△214,693
その他の営業費用	28, 37	△7,407	△2,586
営業利益		21,642	27,806
受取利息	29	41	33
その他の収益	29	320	376
支払利息	29	△5,181	△3,458
その他の費用	29	△55	△40
税引前利益		16,767	24,717
法人所得税費用	15	△7,288	△9,597
当期利益		9,479	15,120
当期利益の帰属			
親会社の所有者		9,469	15,109
非支配持分		10	11
当期利益		9,479	15,120
1株当たり当期利益	31		
基本的1株当たり当期利益(円)		49.57	77.79
希薄化後1株当たり当期利益(円)		49.47	76.98

【目 的】	【施 策】	【施 策 の 説 明】
監査法人の マネジメント の強化	監査法人の ガバナンス・コード	監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立 (職業的懐疑心の発揮を確保するためのリーダーシップの発揮、 運営・監督態勢、人材啓発、人事配置・評価等)
		ガバナンス・コードの遵守状況についての開示
	大手上場会社等 の監査を担える 監査法人を 増やす環境整備	ガバナンス・コードの適用による、 大手・準大手監査法人の監査品質の向上
		当局と大手・準大手監査法人との 定期的な対話(協議会の設置)
会計監査に 関する情報の 株主等への 提供の充実	企業による 会計監査に関する 開示の充実	有価証券報告書等における、 会計監査に関する開示内容の充実
	会計監査の 内容等に 関する情報提供 の充実	監査法人による情報提供の充実 (監査法人のガバナンス体制や運営状況に係る情報提供等)
		監査報告書の透明化 (監査に際し着目した重要な虚偽記載リスクの説明)
		監査品質を測定する指標(AQI)の策定
		監査人の交替理由等に関する開示の充実
		審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実 (「モニタリングレポート」の作成・公表等)
企業不正を 見抜く 力の向上	会計士個人の力量の 向上と組織としての 職業的懐疑心の発揮	不正対応に係る教育研修の充実、 関連する資格取得や企業への出向等の奨励、 監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実
	不正リスクに 着目した監査の実施	監査基準、不正リスク対応基準、 品質管理基準等の実施の徹底
「第三者の眼」 による会計 監査の品質 のチェック	監査法人の 独立性の確保	監査法人のローテーション制度についての調査の実施
	当局の検査・監督 態勢の強化	審査会の検査の適時性・実効性の向上
		審査会の検査と協会の品質管理レビュー との適切な役割分担の検討
	協会の自主規制 機能の強化	監査法人に対する監督の枠組みの検証
		品質管理レビュー等の見直し
		自主規制機能の強化
		教育研修の在り方の見直し
高品質な会計 監査を実施 するための 環境の整備	企業の会計 監査に関する ガバナンスの強化	(コーポレートガバナンス・コードに基づく)各企業に おける監査人の選定・評価のための基準の策定
		各企業における適正な監査の確保への取組み (監査役会・監査委員会等の独立性・実効性確保と 会計監査人との連携の強化、適切な監査時間の確保、 監査報酬の決定の在り方等)
	実効的な 内部統制の確保	内部統制報告制度の運用と実効性の検証
	監査におけるITの活用	協会において検討を継続
	その他	試験制度・実務補習等の在り方の検討

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 : 川 崎 汽 船 株 式 会 社
代表者名 : 代表取締役社長執行役員 村上 英三
(コード番号 9107 東証・名証第一部、福証)
問合せ先 : 経営企画グループ長 室崎 正浩
(TEL 03-3595-5594)

業績予想との差異及び繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ

平成 28 年 4 月 1 日に発表した平成 28 年 3 月期通期の連結業績予想と比較して、本日発表の決算において差異が生じたのでお知らせするとともに、繰延税金資産の取崩しにつき、お知らせいたします。

記

1. 平成 28 年 3 月期連結業績予想と実績値との差異 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

(1) 差異の内容

	通期				
	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり連結 当期純利益
前 回 発 表 予 想 (A) (平成 28 年 4 月 1 日 公 表)	百万円 1,250,000	百万円 7,000	百万円 1,000	百万円 △ 50,000	円 銭 △ 53.35
実 績 値 (B)	1,243,932	9,427	3,338	△ 51,499	△ 54.95
増 減 額 (B-A)	△ 6,068	+2,427	+2,338	△ 1,499	△ 1.60
増 減 率 (%)	△ 0.5%	+34.7%	+233.8%	—	—
(ご参考) 前期連結実績 (平成 27 年 3 月 期)	1,352,421	47,988	48,980	26,818	28.60

(2) 差異の理由

決算の確定の結果、主に海運業費用にて前回発表予想における見込み額との差異が生じ、連結営業利益および連結経常利益が前回発表予想を上回ったものです。

2. 繰延税金資産の取崩しについて

次期以降の業績予想を踏まえ繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、当連結会計年度末において繰延税金資産の一部を取り崩すこととし、9,439 百万円を法人税等調整額に計上しております。

以上

平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 : 川 崎 汽 船 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 村 上 英 三
(コード番号 9107 東証・名証第一部、福証)
問 合 せ 先 : 経 営 企 画 グ ル ー プ 長 五十嵐 武宣
(TEL 03-3595-5594)

業績予想と実績値との差異及び特別損失の計上に関するお知らせ

平成 29 年 1 月 31 日に発表した平成 29 年 3 月期通期の連結業績予想と比較して、本日発表の決算において差異が生じたのでお知らせするとともに、特別損失の計上につき、お知らせ致します。

記

1. 平成 29 年 3 月期連結業績予想と実績値との差異 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(1) 差異の内容

通期の連結業績予想との差異 (平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

	通期				
	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり連結 当期純利益
前 回 発 表 予 想 (A) (平成 29 年 1 月 31 日 公 表)	百万円 1,010,000	百万円 △ 43,000	百万円 △ 47,000	百万円 △ 94,000	円 銭 △ 100.30
実 績 値 (B)	1,030,191	△ 46,037	△ 52,388	△ 139,478	△ 148.82
増 減 額 (B-A)	+20,191	△ 3,037	△ 5,388	△ 45,478	△ 48.52
増 減 率 (%)	+2.0%	-	-	-	-
(ご 参 考) 前 期 連 結 実 績 (平成 28 年 3 月 期)	1,243,932	9,427	3,338	△ 51,499	△ 54.95

(2) 差異の理由

決算確定の結果、主に特別損失により前回発表予想における見込み額との差異が生じ、親会社株主に帰属する当期純利益が前回発表予想を下回ったものです。

2. 特別損失の計上について

当社は平成 29 年 3 月期第 4 四半期連結決算において、減損損失 172 億円及び事業再編関連損失引当金繰入額 479 億円、合計 651 億円を特別損失に計上しましたのでお知らせ致します。

これは市況の低迷が長期化していることより、各事業に関わる船舶について帳簿価額を回収可能額まで減額すると共に、コンテナ船事業再編関連損失として将来発生することが見込まれる損失の引当て、備船契約に関連する損失について引当てるものです。事業別では、コンテナ船事業で 509 億円、

重量物船事業で 96 億円、海洋資源開発事業で 46 億円となっています。

経緯・背景

(1) コンテナ船事業

コンテナ船事業において、昨年歴史的な低水準の運賃市況レベルを記録しました。年度の後半において一定の運賃市況回復が見られたものの、想定していた水準までの回復には至っていません。収益性の低下が長期化している状況をうけ、当該事業に関わる船舶について資産の回収可能性を検討した結果、減損損失の認識が必要との判断に至りました。

また、当該事業再編に関連して将来発生することが見込まれる損失、備船契約に関連する損失について引当てが必要との判断に至りました。

(2) 重量物船事業

リーマンショック以降、エネルギー資源価格の下落に伴い、当該事業における市況は低水準で推移しており、収益性の低下が長期化している状況をうけ、当該事業に関わる子会社の保有する船舶について資産の回収可能性を検討した結果、減損損失の認識が必要との判断に至りました。

(3) 海洋資源開発事業

原油価格の長期低迷に伴い、当該事業における市況は低水準で推移しており、収益性が低下しています。そのため当該事業に関わる子会社の保有する船舶について資産の回収可能性を検討した結果、減損損失の認識が必要との判断に至りました。

以 上

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項目	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	2,297百万円	2,820百万円
その他の引当金	2,625	3,122
減損損失	2,484	2,923
未実現損益に係る消去額	939	946
営業未払金自己否認額	2,504	1,847
投資有価証券等評価損	1,956	1,667
税務上の繰延資産	3,753	2,907
繰越欠損金	24,042	26,737
繰越直接税額控除	2,031	2,181
備船解約金	—	5,871
その他	3,393	2,337
繰延税金資産小計	46,028	53,363
評価性引当額	△19,283	△38,130
繰延税金資産合計	26,745	15,232
繰延税金負債		
特別償却準備金	△653	△421
圧縮記帳積立金	△1,075	△945
その他有価証券評価差額金	△6,020	△2,323
海外子会社の加速度償却費	△1,428	△1,433
留保金課税	△1,070	△1,299
繰延ヘッジ利益	△6,568	△2,806
その他	△4,323	△4,914
繰延税金負債合計	△21,139	△14,143
繰延税金資産の純額	5,605	1,088

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項目	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	31.7%	
評価性引当額の増減による影響	7.9	税金等調整前当期純損失を 計上しているため、記載して いません。
実効税率の異なる子会社利益	5.2	
トン数標準税制による影響	△11.0	
持分法投資損益	△0.8	
課徴金	5.7	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1	
その他	0.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項目	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	2,820百万円	2,791百万円
その他の引当金	3,122	7,792
減損損失	2,923	1,998
未実現損益に係る消去額	946	953
営業未払金自己否認額	1,847	1,811
投資有価証券等評価損	1,667	11,991
税務上の繰延資産	2,907	1,843
繰越欠損金	26,737	48,968
繰越直接税額控除	2,181	2,276
備船解約金	5,871	298
事業再編関連損失引当金	—	14,175
その他	2,337	2,579
繰延税金資産小計	53,363	97,482
評価性引当額	△38,130	△82,821
繰延税金資産合計	15,232	14,660
繰延税金負債		
特別償却準備金	△421	△549
圧縮記帳積立金	△945	△861
その他有価証券評価差額金	△2,323	△3,300
海外子会社の加速度償却費	△1,433	△3,829
留保金課税	△1,299	△929
繰延ヘッジ利益	△2,806	△4,515
その他	△4,914	△5,241
繰延税金負債合計	△14,143	△19,227
繰延税金資産(負債)の純額	1,088	△4,566

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載していません。	税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載していません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会において成立し、消費税等の10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成31年10月1日以後に開始する連結会計年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しています。この組替えによる影響額は軽微です。

繰延税金資産および負債の主な内訳は、次のとおりです。

		金額：百万円	
		3月31日	
		2016年	2017年
繰延税金資産：			
未払退職・年金費用		283,713	219,465
未払費用および品質保証にかかる債務		586,628	644,936
従業員に関するその他の未払給与		116,420	114,752
税務上の繰越欠損金		201,957	76,317
貸倒引当金および金融損失引当金		68,686	82,916
有形固定資産およびその他資産		241,454	234,372
その他		275,023	335,992
繰延税金資産総額		1,773,881	1,708,750
控除：評価性引当金	△	151,665	146,623
繰延税金資産合計		1,622,216	1,562,127
繰延税金負債：			
未実現有価証券評価益	△	692,972	692,962
海外子会社の未分配利益	△	30,112	28,544
持分法適用関連会社の未分配利益	△	656,448	709,094
資産の取得価額の相違額	△	31,171	31,861
リース取引	△	1,073,518	973,000
その他	△	93,206	46,407
繰延税金負債総額	△	2,577,427	2,481,868
繰延税金資産・負債(△)純額	△	955,211	919,741

上記の繰延税金資産・負債(△)純額は、次のとおり連結貸借対照表に含まれています。

		金額：百万円	
		3月31日	
		2016年	2017年
繰延税金資産：			
繰延税金資産(流動資産)		967,607	—
投資及びその他の資産—その他		151,431	503,985
繰延税金負債：			
流動負債—その他	△	28,160	—
繰延税金負債(固定負債)	△	2,046,089	1,423,726
繰延税金資産・負債(△)純額	△	955,211	919,741

繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消、将来課税所得の見積り、および慎重かつ実行可能なタックスプランニング等を要素として評価されます。その評価の結果として、50%超の可能性で回収不能と見込まれる額、すなわち評価性引当金の計上額は、繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能なすべての肯定的な証拠と否定的な証拠の双方を適切に考慮して決定されます。

トヨタは、現時点で利用可能な情報に基づいた最善の見積りを行っていますが、予想し得ない要因や変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性の評価を見直す可能性があります。

2017年3月31日現在の税務上の繰越欠損金は、日本国内において62,223百万円、海外において184,364百万円であり、将来の課税所得から控除できます。これらの繰越欠損金は、一部を除き、日本国内において2018年から2026年の間に、海外において主に2018年から2037年の間に繰越期限が到来します。また、繰越税額控除は、日本国内において2,774百万円、海外において32,073百万円であり、それぞれ主に2018年から2020年および2018年から2037年の間に繰越期限が到来します。

【第3四半期連結会計期間】

【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (2016年12月31日に 終了した3ヶ月間)	当第3四半期連結会計期間 (2017年12月31日に 終了した3ヶ月間)
売上高		
商品・製品売上高	6,617,000	7,101,556
金融収益	467,187	504,211
売上高合計	7,084,187	7,605,767
売上原価並びに販売費及び 一般管理費		
売上原価	5,636,630	5,869,991
金融費用	331,037	328,159
販売費及び一般管理費	677,934	733,972
売上原価並びに販売費及び 一般管理費合計	6,645,601	6,932,122
営業利益	438,586	673,645
その他の収益・費用(△)		
受取利息及び受取配当金	49,890	55,899
支払利息	△ 8,475	△ 6,508
為替差益<純額>	70,443	19,936
その他<純額>	37,094	7,968
その他の収益・費用(△)合計	148,952	77,295
税金等調整前四半期純利益	587,538	750,940
法人税等	170,320	△ 95,938
持分法投資損益	89,607	123,808
非支配持分控除前 四半期純利益	506,825	970,686
非支配持分帰属損益	△ 20,294	△ 28,837
当社株主に帰属する 四半期純利益	486,531	941,849

(注) 当第3四半期連結会計期間および前第3四半期連結会計期間における当社普通株主に帰属する四半期純利益は938,776百万円および484,082百万円であり、上記「当社株主に帰属する四半期純利益」よりAA型種類株式への配当金などそれぞれ3,073百万円および2,449百万円を控除しています。

1株当たり当社普通株主に帰属する 四半期純利益		
基 本	161円26銭	319円01銭
希薄化後	159円54銭	314円99銭

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、事業等のリスクについて新たに生じた重要な事項および重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

2017年8月 マツダ㈱と業務資本提携

2017年11月 米国において乗用車を共同生産するため、マツダ㈱との間で合弁契約を締結

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における日本、海外を合わせた自動車の連結販売台数は、667万8千台と、前年同四半期連結累計期間に比べて3万5千台（0.5%）の増加となりました。日本での販売台数については、163万9千台と、前年同四半期連結累計期間に比べて2万6千台（1.7%）の増加となりました。海外においても、503万9千台と、前年同四半期連結累計期間に比べて9千台（0.2%）の増加となりました。

当第3四半期連結累計期間の業績については、次のとおりです。

売上高	21兆7,969億円（前年同期比増減	1兆6,422億円（8.1%）
営業利益	1兆7,701億円（前年同期比増減	2,147億円（13.8%）
税金等調整前 四半期純利益	2兆31億円（前年同期比増減	2,390億円（13.6%）
当社株主に帰属する 四半期純利益	2兆131億円（前年同期比増減	5,804億円（40.5%）

なお、営業利益の主な増減要因は、次のとおりです。

販売面での影響	△ 1,550億円
為替変動の影響	2,950億円
原価改善の努力	1,350億円
諸経費の増加ほか	△ 850億円
その他	247億円

（注）「為替変動の影響」に、海外子会社の営業利益換算差や外貨建引当の期末換算差等を含めています。

また、当第3四半期連結累計期間の当社株主に帰属する四半期純利益には、米国の税制改正に伴う繰延税金資産および負債の取崩しなどによる法人税等の減少2,919億円が含まれています。

事業別セグメントの業績は、次のとおりです。

①自動車事業

売上高は19兆5,997億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて1兆1,922億円（6.5%）の増収となり、営業利益は1兆4,815億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて1,614億円（12.2%）の増益となりました。営業利益の増益は、為替変動の影響および原価改善の努力などによるものです。

②金融事業

売上高は1兆5,101億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて1,631億円（12.1%）の増収となり、営業利益は2,273億円と、前年同四半期連結累計期間に比べて324億円（16.7%）の増益となりました。営業利益の増益は、販売金融子会社において、金利スワップ取引などの時価評価による評価益が計上されたことなどによるものです。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	399百万円	721百万円
売上割戻引当金	705百万円	733百万円
未払費用	1,868百万円	2,220百万円
未払事業税	228百万円	116百万円
賞与引当金	646百万円	659百万円
退職給付に係る負債	1,642百万円	1,312百万円
債務保証損失引当金	—	241百万円
新株予約権	173百万円	171百万円
投資有価証券評価損	562百万円	687百万円
デット・エクイティ・スワップ損失	306百万円	306百万円
固定資産減損損失	140百万円	200百万円
無形固定資産償却費	1,008百万円	850百万円
繰越欠損金	1,639百万円	2,255百万円
繰越税額控除	925百万円	1,006百万円
その他	1,042百万円	869百万円
繰延税金資産小計	11,288百万円	12,352百万円
評価性引当額	△3,571百万円	△4,840百万円
繰延税金資産合計	7,717百万円	7,511百万円
(繰延税金負債)		
海外子会社留保利益	△1,530百万円	△1,182百万円
固定資産圧縮積立金	△424百万円	△408百万円
その他有価証券評価差額金	△2,478百万円	△2,672百万円
その他	△214百万円	△211百万円
繰延税金負債合計	△4,648百万円	△4,474百万円
繰延税金資産の純額	3,068百万円	3,036百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました「固定資産減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」に表示しておりました1,182百万円は、「固定資産減損損失」140百万円、「その他」1,042百万円として組み替えております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,420,581	6,385,058
受取手形及び売掛金	*4 2,759,238	3,818,132
商品及び製品	1,625,659	2,423,985
未成工事支出金	1,834,887	2,406,719
原材料及び貯蔵品	87,447	237,063
繰延税金資産	613,075	757,428
その他	1,772,711	2,702,123
貸倒引当金	△102,417	△67,728
流動資産合計	17,011,184	18,662,782
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,841,733	8,661,459
減価償却累計額	△2,998,359	△3,567,009
建物及び構築物（純額）	4,843,373	5,094,449
機械装置及び運搬具	75,278	199,905
減価償却累計額	△48,736	△70,805
機械装置及び運搬具（純額）	26,542	129,100
工具、器具及び備品	731,145	1,303,562
減価償却累計額	△498,697	△738,725
工具、器具及び備品（純額）	232,447	564,837
土地	*3 2,021,629	*3 2,041,608
リース資産	1,341,099	2,016,395
減価償却累計額	△358,157	△696,598
リース資産（純額）	982,941	1,319,797
建設仮勘定	443,717	3,530,455
有形固定資産合計	8,550,651	12,680,247
無形固定資産		
のれん	360,182	2,318,791
顧客関連資産	-	1,293,526
商標権	-	423,356
その他	336,385	1,012,954
無形固定資産合計	696,567	5,048,628
投資その他の資産		
投資有価証券	707,097	653,843
長期貸付金	250,000	250,792
破産更生債権等	284,353	146,730
繰延税金資産	180,769	356,675
差入保証金	2,272,794	2,493,635
その他	*1 432,106	332,513
貸倒引当金	△414,460	△170,730
投資その他の資産合計	3,712,661	4,063,461
固定資産合計	12,959,881	21,792,337
資産合計	29,971,065	40,455,120

(企業結合等関係)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社JIMOS (以下、JIMOS社)
事業内容 通販事業、ホールセール事業、通販支援事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は主にクリクラ事業(宅配水『クリクラ』の製造・販売)やレンタル事業(ダスキン・害虫駆除器等)ならびに住宅事業等におけるB to C事業およびB to B to C事業を展開しており、創業時からの基本戦略である「コングロマリット企業」としての基盤を築いております。

今後も更なる企業価値向上および持続的な成長・発展を成し遂げるべく、既存事業の積極的な展開はもとより、中期経営計画において『新たな成長へのシフトチェンジ』を掲げ、既存事業とのシナジーを実現できる新規事業の開拓を検討しております。具体的には、当社の有する50万軒強の一般家庭を中心とした顧客基盤の一層の拡充、および日本市場においてその重要性を更に増しつつあるシニア市場をターゲットとしたサービスのご提供、という二つのキーワードを成長戦略の軸としております。

今回当社が株式を取得したJIMOS社は、30代以降およびアクティブシニア世代の女性に向けた化粧品等の通販を主な事業としております。また、通販事業におけるコンタクトセンターやメディアミックスを効果的に活用した高い広告宣伝ノウハウを有しています。その独自のマーケティングノウハウを駆使することにより、ブランド・ロイヤリティの非常に高い女性約23万人の優良な顧客基盤を築いております。

JIMOS社は、当社が成長戦略において軸としている上記二つのキーワードを満たしております。JIMOS社の株式取得に際して期待するシナジーは将来的に拡大すると予想されますが、現時点では、①両者の優良顧客基盤を活用した相互商品のクロスセラーズ、②当社が培い得意とするフェイス・トゥ・フェイスでの訪問販売ノウハウと、JIMOS社の独自の広告宣伝ノウハウとの融合による相互マーケティングツールの拡充、③物流システム等の相互活用によるコストダウンや効率性向上等のシナジーを想定しております。

従って、当社の目指す『新たな成長へのシフトチェンジ』において、JIMOS社が当社グループにとって強力な成長ドライバーとして加わることを確信し、今回、同社の株式を相対取引にて譲り受けました。

- (3) 企業結合日 平成25年7月12日
- (4) 企業結合の法的形式 株式の取得
- (5) 結合後企業の名称 変更ありません。
- (6) 取得した議決権比率 100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式会社JIMOSの全株式を取得し当社の子会社としたため。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年7月1日 ～ 平成26年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価及び取得に要した費用を合わせた取得原価
約6,000百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2,087百万円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上している。

(3) 償却方法及び償却期間 7年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,163,359千円
固定資産	798,717
資産合計	2,962,077
流動負債	△915,679
固定負債	△142,496
負債合計	△1,058,175

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

営業所土地建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借物件等から見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	529,600千円	620,955千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	88,633	114,685
時の経過による調整額	12,139	12,793
その他増減額(△は減少)	△9,418	—
期末残高	620,955	748,435

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	226,773千円	147,803千円
未払事業税	16,349	45,591
賞与引当金	170,330	158,989
減損損失	123,559	123,559
その他	185,551	176,539
繰延税金資産小計	722,564	652,483
評価性引当額	△145,631	△145,631
繰延税金資産合計	576,933	506,851
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△34,280	△10,235
その他	△74,657	△61,358
繰延税金負債合計	△108,937	△71,594
繰延税金資産（負債）の純額	467,995	435,257

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.4 (%)	38.0 (%)
(調整)		
住民税均等割等	2.3	1.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8	2.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.1
評価性引当額の増減	△10.2	△0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.6
その他	△0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5	44.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

なお、この法定実効税率の変更による当連結会計年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

添付資料 7～8 ページ 3. 連結財務諸表及び主な注記(1)連結貸借対照表
(訂正前)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
無形固定資産		
のれん	1,575	1,444
顧客関連資産	1,063	948
商標権	331	286
その他	729	543
無形固定資産合計	3,700	3,222
投資その他の資産		
投資有価証券	413	462
長期貸付金	235	375
破産更生債権等	242	207
繰延税金資産	197	336
差入保証金	2,397	2,502
その他	434	562
貸倒引当金	△291	△440
投資その他の資産合計	3,630	4,006
固定資産合計	21,580	21,041
資産合計	41,694	43,175

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
固定負債		
長期借入金	5,097	3,547
リース債務	1,873	1,912
再評価に係る繰延税金負債	13	12
退職給付に係る負債	138	152
役員株式給付引当金	-	5
資産除去債務	846	870
その他	198	208
固定負債合計	8,167	6,710
負債合計	25,862	27,616
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金	1,140	1,140
利益剰余金	12,725	12,552
自己株式	△1,204	△1,326
株主資本合計	16,661	16,366
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	30	56
土地再評価差額金	△860	△860
繰延ヘッジ損益	-	△3
その他の包括利益累計額合計	△829	△807
純資産合計	15,831	15,559
負債純資産合計	41,694	43,175

(訂正後)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
無形固定資産		
のれん	1,575	1,768
顧客関連資産	1,063	948
商標権	331	286
その他	729	543
無形固定資産合計	3,700	3,546
投資その他の資産		
投資有価証券	413	462
長期貸付金	235	375
破産更生債権等	242	207
繰延税金資産	197	336
差入保証金	2,397	2,502
その他	434	562
貸倒引当金	△291	△440
投資その他の資産合計	3,630	4,006
固定資産合計	21,580	21,366
資産合計	41,694	43,499
	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
固定負債		
長期借入金	5,097	3,547
リース債務	1,873	1,912
再評価に係る繰延税金負債	13	12
退職給付に係る負債	138	152
役員株式給付引当金	-	5
資産除去債務	846	870
繰延税金負債	-	376
その他	198	208
固定負債合計	8,167	7,087
負債合計	25,862	27,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金	1,140	1,140
利益剰余金	12,725	12,499
自己株式	△1,204	△1,326
株主資本合計	16,661	16,314
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	30	56
土地再評価差額金	△860	△860
繰延ヘッジ損益	-	△3
その他の包括利益累計額合計	△829	△807
純資産合計	15,831	15,506
負債純資産合計	41,694	43,499

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	221百万円	222百万円
貸倒引当金	116	112
未払事業税	42	56
減損損失	115	105
長期前払費用償却	106	107
資産除去債務	260	268
繰越欠損金	127	268
その他	298	374
繰延税金資産小計	1,289	1,515
評価性引当額	△329	△361
繰延税金資産合計	960	1,153
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△13	△24
商標権	—	△87
顧客関連資産	—	△289
資産除去債務	△149	△141
その他	—	1
繰延税金負債合計	△163	△541
繰延税金資産(負債)の純額	797	612

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	599百万円	652百万円
固定資産－繰延税金資産	197	336
固定負債－繰延税金負債	—	376

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.0 (%)	30.8 (%)
(調整)		
のれん等	16.1	21.2
住民税均等割等	7.0	10.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3	8.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.2	△0.0
評価性引当額の増減	19.8	△7.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.3	—
所得拡大促進税制による税額控除	△2.8	—
生産性向上設備投資促進税制による税額控除	△1.0	—
その他	1.1	△21.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.7	42.9

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	移行日 (2015年9月1日)	前連結会計年度 (2016年8月31日)	当連結会計年度 (2017年8月31日)
		百万円	百万円	百万円
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	7、27	7,783	6,273	6,650
営業債権及びその他の債権	8、27	807	4,399	6,749
その他の金融資産	27	—	187	187
その他の流動資産		173	307	378
小計		8,763	11,166	13,964
売却目的で保有する資産	9	—	176	—
流動資産合計		8,763	11,342	13,964
非流動資産				
有形固定資産	10	48	106	165
のれん	11	—	2,617	3,371
顧客関連無形資産	11	—	933	1,125
その他の無形資産	11	403	659	604
持分法で会計処理されている投資	12	—	45	270
繰延税金資産	13	—	—	31
その他の金融資産	27	56	164	215
その他の非流動資産		—	51	41
非流動資産合計		507	4,577	5,822
資産合計		9,270	15,919	19,786

	注記	移行日 (2015年9月1日)	前連結会計年度 (2016年8月31日)	当連結会計年度 (2017年8月31日)
		百万円	百万円	百万円
負債及び資本				
負債				
流動負債				
社債及び借入金	14、27	—	862	1,278
営業債務及びその他の債務	16、27	1,017	5,478	7,358
その他の金融負債	27	—	15	562
未払法人所得税		32	66	68
引当金	17	0	40	36
その他の流動負債		224	454	667
小計		1,273	6,915	9,968
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	9	—	43	—
流動負債合計		1,273	6,958	9,968
非流動負債				
社債及び借入金	14、27	—	1,142	2,701
その他の金融負債	27	—	30	66
引当金	17	8	24	4
繰延税金負債	13	2	171	187
その他の非流動負債		3	38	39
非流動負債合計		13	1,405	2,996
負債合計		1,286	8,363	12,964
資本				
資本金	18	4,628	4,663	4,691
資本剰余金	18	4,577	4,820	3,699
その他の資本の構成要素	18	32	△246	△85
利益剰余金	18	△1,282	△2,000	△1,723
親会社の所有者に帰属する持分合計		7,956	7,237	6,582
非支配持分		28	319	240
資本合計		7,984	7,556	6,822
負債及び資本合計		9,270	15,919	19,786

当連結会計年度（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）

（単位：百万円）

	2016年 9月1日	純損益を 通じて認識	企業結合	2017年 8月31日
繰延税金資産				
引当金	21	21	—	42
株式報酬取引	8	△8	—	—
繰越欠損金	44	44	—	87
その他	0	30	5	36
小計	73	87	5	165
繰延税金負債				
有形固定資産	8	△0	—	7
識別可能な無形資産	231	△21	60	269
その他	6	39	—	45
小計	245	17	60	321
合計	△171	70	△55	△156

（注）外貨換算差額は、純損益を通じて認識された額に含めて表示しております。

②未認識の繰延税金資産

a. 将来減算一時差異

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2015年9月1日)	前連結会計年度 (2016年8月31日)	当連結会計年度 (2017年8月31日)
将来減算一時差異	20	223	80

b. 税務上の繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	移行日 (2015年9月1日)	前連結会計年度 (2016年8月31日)	当連結会計年度 (2017年8月31日)
1年以内	—	—	378
1年超5年以内	—	1,658	810
5年超	1,218	1,461	1,454
合計	1,218	3,119	2,642

c. 税務上の繰越税額控除

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越税額控除の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2015年9月1日)	前連結会計年度 (2016年8月31日)	当連結会計年度 (2017年8月31日)
1年以内	1	7	14
1年超5年以内	22	17	7
5年超	—	—	—
合計	23	24	21

③未認識の繰延税金負債

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る将来加算一時差異の金額は、以下のとおりであります。これらは、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

将来加算一時差異

(単位：百万円)

	移行日 (2015年9月1日)	前連結会計年度 (2016年8月31日)	当連結会計年度 (2017年8月31日)
将来加算一時差異			
繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る一時差異	23	1,234	1,474
合計	23	1,234	1,474

④将来の課税所得に依拠した繰延税金資産

各期末から起算した当連結会計年度において、損失を生じており、かつ、繰延税金資産の回収可能性が将来の課税所得の有無に依存している一部の子会社について、当連結会計年度末に繰延税金資産を14百万円認識しております。

上記は、該当子会社のマネジメントが、繰越欠損金及び将来減算一時差異を控除可能な課税所得の発生可能性を、過去の業績、承認された将来の事業計画、タックスプランニングの機会等に基づき慎重に評価した結果、繰延税金資産を認識したものです。

6. 企業結合

(1) 前連結会計年度（自 2015年9月1日 至 2016年8月31日）における取得

① Nextapps Inc.

a. 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称：Nextapps Inc.（現 Metaps Plus Inc. 本社：韓国ソウル 以下、「Metaps Plus社」）

被取得企業の事業の内容：モバイル広告プラットフォームの運営

b. 取得日

2015年10月30日

c. 取得した議決権付資本持分の割合

51%

d. 企業結合の主な理由

当社グループは、「世界の頭脳になる」というミッションを掲げ、“metaps”及び“SPIKE”の2つのサービスを軸に、世界8拠点でアプリ収益化事業を展開しております。当社の発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、特にアジア地域における事業領域の強化を積極的に推進しております。

Metaps Plus社は、世界的にも先進的な韓国モバイル広告市場において、これまで堅調に事業を拡大しており、韓国有数のモバイル広告プラットフォームへと成長を遂げました。韓国モバイル広告市場においては既に高い実績を誇っていますが、同社の事業展開はこれまで韓国国内が中心であり、成長著しいアジアをはじめとするグローバルへの事業展開、及びクロスボーダープロモーション案件等への対応は未着手でした。

今回の買収により、Metaps Plus社は、当社が持つデータ解析を中心としたアプリマーケティングノウハウ及び、世界8拠点に展開する幅広いネットワークを活かしたグローバルでの事業展開が可能となります。また、韓国市場における当社のシェア拡大は勿論のこと、Metaps Plus社が持つモバイル広告プラットフォームと、当社のアプリデータ解析のノウハウを組み合わせることで、新たなソリューションの提供が可能となり、より収益性の高い事業構築が実現出来ると判断し、今回の決定に至りました。

e. 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とした株式取得

f. 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

2015年10月30日現在

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	
現金	2,167
取得対価合計	2,167
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	219
営業債権及びその他の債権	278
その他の流動資産	44
流動資産	541
有形固定資産	4
顧客関連無形資産	828
その他の無形資産	20
その他の金融資産	56
非流動資産	908
資産合計	1,449
営業債務及びその他の債務	240
借入金	11
未払法人所得税	22
引当金	39
その他の流動負債	2
流動負債	314
繰延税金負債	146
その他の非流動負債	72
非流動負債	218
負債合計	532
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	917
非支配持分	483
のれん	1,733

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。

取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。

この過程で被取得企業において認識されていなかった顧客との関係及びソフトウェアを無形資産として適及して認識しております。

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。

のれんの主な内容は、主に期待される既存事業とのシナジー効果と将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。

g. 無形資産の耐用年数

5～10年

h. 取得した債権の公正価値

営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

i. 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上高及び当期利益



平成30年1月16日

各位

会社名 株式会社メタップス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 航陽
(コード番号: 6172 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 山崎 祐一郎
(TEL. 03-6459-4670)

(訂正) (開示事項の経過) 当社連結子会社の ICO に伴う会計処理について

2018年1月15日に開示いたしました「(開示事項の経過) 当社連結子会社の ICO に伴う会計処理について」に、一部訂正がございますのでお知らせいたします。変更箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 変更の内容

【変更前】

1. 本 ICO について

2017年11月13日公表の「当社海外子会社による ICO 及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社連結子会社である Metaps Plus は2017年9月26日から2017年10月10日を販売期間として Initial Coin Offering を実施いたしました。本 ICO は、仮想通貨取引所“CoinRoom”における流動性提供及び今後のサービス拡大に備えた原資確保を目的とし、仮に所定の期日までに“CoinRoom”が設立されなかった場合、本 ICO において調達された仮想通貨は ICO 参加者の希望に応じて返還される条項が付与されておりました。その性質上、“CoinRoom”の設立までの会計処理として、非流動資産（無形資産）及び流動負債（預り金）に計上いたしました。2017年11月11日の“CoinRoom”設立に伴い、本 ICO において調達された仮想通貨の返済義務が消滅しましたが、会計処理の方針につきましては監査法人与協議中でした。

2. 会計処理について

- ▶ 本 ICO は、仮想通貨 Pluscoin (PLC) の販売であり、本 ICO において受領した対価は収益として認識いたします。但し、収益認識の方法やタイミングについては引き続き協議中ですが、本四半期においては、監査法人与の協議の結果、受領した対価の全額を負債（前受金）として計上するのが妥当であると判断しております。

【変更後】

1. 本 ICO について

2017 年 11 月 13 日公表の「当社海外子会社による ICO 及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社連結子会社である Metaps Plus は 2017 年 9 月 26 日から 2017 年 10 月 10 日を販売期間として Initial Coin Offering を実施いたしました。本 ICO は、仮想通貨取引所“CoinRoom”における流動性提供及び今後のサービス拡大に備えた原資確保を目的とし、仮に所定の期日までに“CoinRoom”が設立されなかった場合、本 ICO において調達された仮想通貨は ICO 参加者の希望に応じて返還される条項が付与されておりました。その性質上、“CoinRoom”の設立までの会計処理として、非流動資産（無形資産）及び流動負債（預り金）に計上いたしました。2017 年 11 月 11 日の“CoinRoom”設立に伴い、本 ICO において調達された仮想通貨の返済義務が消滅しましたが、会計処理の方針につきましては監査法人と協議中でございます。

2. 会計処理について

- 本 ICO は、仮想通貨 Pluscoin (PLC) の販売であり、本 ICO において受領した対価は将来的には収益として認識いたします。但し、収益認識の方法やタイミングについては引き続き協議中ですが、本四半期においては、受領した対価の全額を負債（前受金）として計上するのが妥当であると判断しております。

2. 変更の理由

本 ICO に係る会計処理については、継続して監査法人と協議中であることを踏まえ、より的確な記載に変更いたしました。

以上



平成30年2月14日

各位

会社名 株式会社メタックス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 航陽
(コード番号: 6172 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 山崎 祐一郎
(TEL. 03-6459-4670)

(変更) (開示事項の経過) 当社連結子会社の ICO に伴う会計処理について

2018年1月15日に開示いたしました「(開示事項の経過) 当社連結子会社の ICO に伴う会計処理について」の記載内容の一部に変更がございますので、下記のとおりお知らせいたします。変更箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 変更の内容

【変更前】

1. 会計処理について

- 本 ICO は、仮想通貨 Pluscoin (PLC) の販売であり、本 ICO において受領した対価は収益として認識いたします。但し、収益認識の方法やタイミングについては引き続き協議中ですが、本四半期においては、監査法人との協議の結果、受領した対価の全額を負債(前受金)として計上するのが妥当であると判断しております。
- 本 ICO において受領したイーサリアム (ETH) をはじめ、保有する仮想通貨については、四半期末時点の公正価値評価を行わず、取得原価をもって無形資産または棚卸資産(“CoinRoom”の保有分)として計上します。当該無形資産は、売却時に簿価との差額を損益計上いたします。仮に仮想通貨の処分見込価額が取得原価を相当程度下回った場合は該当会計期間において差額を費用として認識いたします。
- 自社保有分の PLC については、帳簿価格 0 円として無形資産または棚卸資産として計上いたします。

【変更後】

1. 会計処理について

- 本 ICO は、仮想通貨 Pluscoin (PLC) の販売であり、本 ICO において受領した対価は収益として認識いたします。但し、収益認識の方法やタイミングについては引き続き協議中ですが、本四半期においては、監査法人との協議の結果、受領した対価の全額を負債

(繰延収益)として計上するのが妥当であると判断しております。

- 本 ICO において受領したイーサリアム (ETH) をはじめ、保有する仮想通貨については、四半期末時点の公正価値評価を行わず、取得原価をもって無形資産として計上します。当該無形資産は、売却時に簿価との差額を損益計上し、仮に仮想通貨の処分見込価額が取得原価を相当程度下回った場合は該当会計期間において差額を費用として認識いたします。ただし、CoinRoom が保有する仮想通貨は棚卸資産として計上し、四半期末時点で公正価値評価を行い、その差額は損益として計上いたします。
- 無形資産に計上している PLC については、帳簿価格 0 円で計上しています。
- 顧客からの預かり仮想通貨は、棚卸資産として計上し、四半期末時点で公正価値評価を行い、同額を流動負債その他に計上いたします。

2. 変更の理由

本 ICO 及び仮想通貨に係る会計処理の方針変更に伴い、該当項目を変更いたしました。

以上